

平成28年度

定住支援ガイドブック

(株)宝島社「田舎暮らしの本」日本「住みたい田舎」

第3回
ベストランキング

第1位

おおだ

大田市

世界遺産
「石見銀山遺跡」のまち
島根県 大田市



はじめに

世界遺産と国立公園、さらに…ここにしかない歴史と自然を。

大田市は、島根県の真ん中です。日本海に面し、大山隠岐国立公園指定の「三瓶山^{さんべさん}」をはじめとする山々に囲まれた風光明媚な自然が豊かなまちです。温泉も多数あり、山海の幸も美味しく、身も心も癒してくれます。

また世界遺産「石見銀山遺跡」や、それにまつわる歴史や文化も継承されています。

移住者歓迎度、移住者支援制度の充実度、子育てのしやすさなどを評価され、宝島社第3回日本「住みたい田舎」ベストランキング第1位を獲得！ 何もないようでいろいろある大田市へぜひお越しください。

大田市のココが支援ポイント！

《住まい》お世話します

◆空き家バンク制度 ※詳細は7ページへ

定住希望の方へ、空き家情報を提供しています。「空き家バンク」に掲載している物件をご覧くださいことが可能です。

◆空き家案内は随時予約受付中

空き家バンクで気になった物件は事前予約にてご案内が出来ます。

◆空き家活用促進事業 ※詳細は8ページへ

空き家バンクに登録のある物件を対象に改修費用・残存家財の撤去費用の一部を助成します。

◆定住奨励制度 ※詳細は9ページへ

Uターン者が住居を確保した場合に助成します。

◆新婚さん住まい応援事業 ※詳細は10ページへ

市内の民間賃貸住宅に居住しようとする場合に住宅賃貸費用の一部を助成します。

◆多世代同居近居支援事業 ※詳細は10ページへ

多世代(親・子・孫)で同居または近居をしようとする場合に助成します。

◆新築住宅の課税免除制度 ※詳細は23ページへ

地方税法による新築住宅の固定資産税軽減措置に併せて、市独自の課税免除の上乗せを行なっています。

◆石州瓦等利用促進事業 ※詳細は14ページへ

新築住宅、新增改築などで石州瓦や島根県産木材の使用に対して経費の一部を補助します。

《おおだへ来て(戻って)》みませんか

◆田舎体験施設利用促進事業 ※詳細は11ページへ

定住希望の方が市内の「しまね田舎ツーリズムの宿」を利用し、宿泊体験を行う場合に料金の助成を行います。

◆島根県お試し体験施設 ※詳細は11ページへ

島根県外の定住希望の方が長期滞在で利用できる体験施設が市内中心部にあります。

◆山村留学 ※詳細は37ページへ

「三瓶こだま学園」を拠点として長期留学事業や短期自然体験事業を行なっています。

◆ふるさと回帰促進事業 ※詳細は43ページへ

大田市で開催される同窓会の経費の一部を助成します。

《就業》応援します

◆ ふるさと大田創業支援事業 ※詳細は18ページへ

空き店舗等を利用して起業・創業または事業継承される方を応援します。

◆ UIターンしまね産業体験事業 ※詳細は19ページへ

⇒大田市で助成期間延長（大田市産業体験者定着支援事業）

（公財）ふるさと島根定住財団が実施するUIターンしまね産業体験事業を満了後、引き続き産業体験を行う場合、大田市で助成します。

◆ おおだ農援塾 ※詳細は20ページへ

農業に関する基礎知識の習得及び生産現場での実習を行なっています。

◆ 大田市無料職業紹介所 ※詳細は17ページへ

求職登録を行い、市内企業等の求人とマッチングを行なっています。

◆ 企業体験（会社見学、面談など）で来県する場合、交通費（片道分）を助成 ※詳細は19ページへ

（公財）ふるさと島根定住財団の「U・Iターン求職登録」が必要です。

《子育て世代》応援します

◆ 中学生以下の医療費が無料 ※詳細は24ページへ

中学校卒業までのお子さんの医療費が無料です。

◆ 保育料の軽減（第3子3歳未満無料・3歳以上3分1減額） ※詳細は29ページへ

18歳未満の子どもが3人以上いる場合、保育料を免除または減額します。

◆ 一般不妊治療等を助成 ※詳細は31ページへ

子どもを産み育てたい気持ちを応援するため、一般不妊治療費の助成を行います。

◆ 妊婦歯科検診 ※詳細は31ページへ

妊婦を対象にむし歯と歯周疾患予防のため、歯科検診を無料で行っています。

◆ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ※詳細は29ページへ

保護者が仕事などで家庭にいない昼間、主として小学校に就学している児童を、適切な生活の場を提供し、お預かりします。

◆ 地域型保育所 ※詳細は27ページへ

原則0歳から2歳の児童（近隣に保育所がない、または、事業所内保育の従業員の子どもの場合は就学前まで）を対象に少人数できめ細やかな保育を行います。

- * すべての事業について予算の範囲内での助成となり、予算がなくなり次第、終了となります。
- * 事業の内容に変更がある場合があります。詳細については各お問い合わせ先にご確認ください。

UIターンの相談窓口



大田市へ定住をお考えの皆様に、次の定住相談窓口を用意しています。

市内の相談窓口は、大田市役所内に設置されている「おおだ定住支援センター」で行っています。

県内では松江市と浜田市の「(公財)ふるさと島根定住財団」、県外では東京、名古屋、大阪、広島
の「ふるさと定住・雇用情報コーナー」で情報を得ることができます。お気軽にご相談ください。

大田市内の相談窓口

大田市の定住相談は、「**おおだ定住支援センター**」(大田市役所内)で行っています。

相談者へのワンストップサービスを第一歩に、定住人口の増加に向けたUIターン支援、定住に関する総合的な情報を提供します。

また、大田市の定住情報は、大田市定住サイト「**どがどが**」や、ふるさと情報誌「**どがなかな大田市です!!**」などでご覧いただけます。

おおだ定住支援センター



〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111

大田市役所本庁2階

【政策企画部 地域振興課 定住推進室内】

TEL : 0854-83-8029

FAX : 0854-82-5885

E-mail : o-tiiki@iwamigin.jp

URL : <http://www.teiju-ohda.jp/>

OPEN : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

島根県内の相談窓口

大田市の定住相談は、松江市と浜田市にある「**(公財)ふるさと島根定住財団**」でも行っています。

(公財)ふるさと島根定住財団では、就職を促進する様々な取り組み、UIターンの支援、定住に関する総合的な情報提供、地域づくり活動に対する助成などを行っています。

(公財)ふるさと島根定住財団

■松江事務局

〒690-0003

島根県松江市朝日町478-18

松江テルサ3階

TEL : 0852-28-0690 FAX : 0852-28-0692

E-mail : shimane@teiju.or.jp

URL : <http://www.teiju.or.jp/>

OPEN : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

■石見事務所

〒697-0034

島根県浜田市相生町1391-8

シティパルク浜田2階

石見産業支援センター(いわみびらっと内)

TEL : 0855-25-1600 FAX : 0855-25-1630

E-mail : iwami@teiju.or.jp

OPEN : 月曜日～金曜日 8:30～17:15

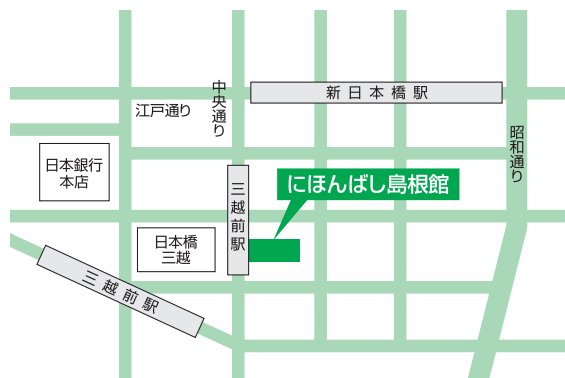
●くらしまねっと URL : <http://www.kurashimanet.jp/>

県外の相談窓口

大田市の定住相談は、島根県の県外事務所（東京・名古屋・大阪・広島）の「ふるさと定住・雇用情報コーナー」でも行っています。

ふるさと定住・雇用情報コーナーでは、UIターンに関する総合的な情報提供や相談、県内企業の求人情報やパンフレットなどUIターン就職に関する情報がご覧いただけます。

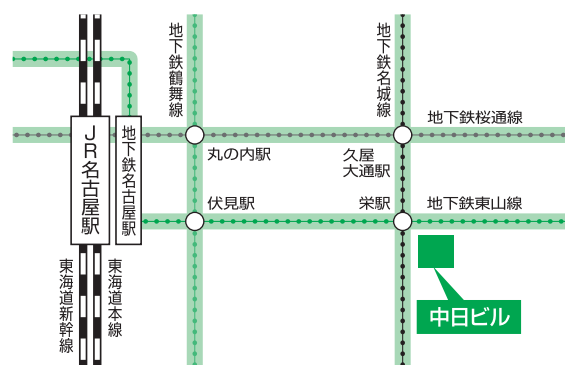
※お越しになる際は、なるべくお電話で日時をお約束くださいますようお願いいたします。



■東京ふるさと定住・雇用情報コーナー

〒103-0022
東京都中央区日本橋室町1-5-3
福島ビル1階「にほんばし島根館内」

TEL：03-3516-6555
フリーダイヤル：0120-60-2357（ふるさとコーナー）
（最寄り駅／地下鉄銀座線・半蔵門線「三越前」駅A4出口すぐ）
OPEN：火・木・金・土曜日 10:30～19:00



■島根県なごや情報センター

〒460-0008
名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル4階

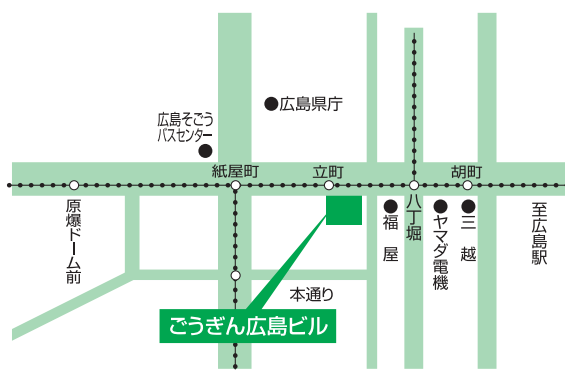
TEL：052-262-4858
FAX：052-262-4877
（最寄り駅／地下鉄東山線・名城線「栄駅」12番出口徒歩1分）
OPEN：8:30～17:15



■大阪ふるさと定住・雇用情報コーナー

〒530-0047
大阪市北区西天満3-13-18
島根ビル2階「島根県大阪事務所内」

TEL：06-6361-3937
フリーダイヤル：0120-70-2357（ふるさとコーナー）
（最寄り駅／地下鉄谷町線南森町駅2番出口）
OPEN：月曜日～金曜日 8:30～17:15



■広島ふるさと定住・雇用情報コーナー

〒730-0032
広島市中区立町1-23
ごうぎん広島ビル3階「島根県広島事務所内」

TEL：082-500-6435
フリーダイヤル：0800-1006-435
（最寄り駅／広電立町駅）
OPEN：月曜日～金曜日 8:30～17:15

住まい探し



大田市への定住の第一歩は、「住まい探し」から始まります。

住宅の“新築”をお考えの皆様には分譲地を、“借家”をお考えの皆様には、賃貸住宅や公営住宅、空き家などをご紹介します。



賃貸・分譲住宅

賃貸・分譲住宅などの不動産情報は、(社)島根県宅地建物取引業協会大田宅建センターで管理しています。不動産情報は、「ハトマークサイト島根(ホームページアドレス <http://www.hato-web.or.jp/>)」でご覧いただけますが、手続きなどについては、(社)島根県宅地建物取引業協会大田宅建センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

島根県宅地建物取引業協会大田宅建センター事務局((有)中島工務店)

〒694-0041 島根県大田市長久町長久ハ36 TEL:0854-82-2416 FAX:0854-82-0829
URL:<http://www.hato-web.or.jp/ooda/ooda.html> E-mail:info@nk-ent.com



分譲(団)地

大田市土地開発公社が分譲している宅地は、次のとおりです。詳しくは、大田市土地開発公社までお問い合わせください。

分譲団地の名称	所在地	分譲区画数
行恒住宅団地	久利町行恒	1区画(15区画中14区画が売却済)

お問い合わせ先

大田市土地開発公社[大田市役所 建設部 事業推進課内]

TEL:0854-82-1600(内線1319) FAX:0854-82-2039 E-mail:so-hayasi@mx32.tiki.ne.jp



大田市の公営住宅

大田市の公営住宅は、市営住宅、一般市営住宅、特定公共賃貸住宅があります。このほか、島根県住宅供給公社賃貸住宅(若者定住向け)の管理も行っています。

募集は、大田市のホームページや広報誌などでお知らせします。入居を希望される方は、募集要項により、大田市役所建設部都市計画課までお申し込みください。

なお、住宅の種類によって入居の要件が異なりますのでご注意ください。



公営住宅の家賃助成

公営住宅の中で、次の特定公共賃貸住宅については、入居者の申請により家賃助成を行っています。詳しくは、大田市役所建設部都市計画課までお問い合わせください。

- ・対象住宅 清石特定公共賃貸住宅(仁摩町仁万)
高浜特定公共賃貸住宅(仁摩町仁万)

お問い合わせ先

大田市役所 建設部 都市計画課

TEL:0854-83-8110 FAX:0854-82-1722 E-mail:o-toshi@iwamigin.jp



空き家バンク制度(空き家情報を発信)

大田市では、定住希望者へ空き家情報を提供し、定住促進を図っています。

空き家紹介は、「おおだ定住支援センター」(大田市役所内)で行っています。

空き家情報は、大田市定住サイト「どがどが」でご覧いただけます。

どがどが 検索 (ホームページアドレス <http://www.teiju-ohda.jp/>)

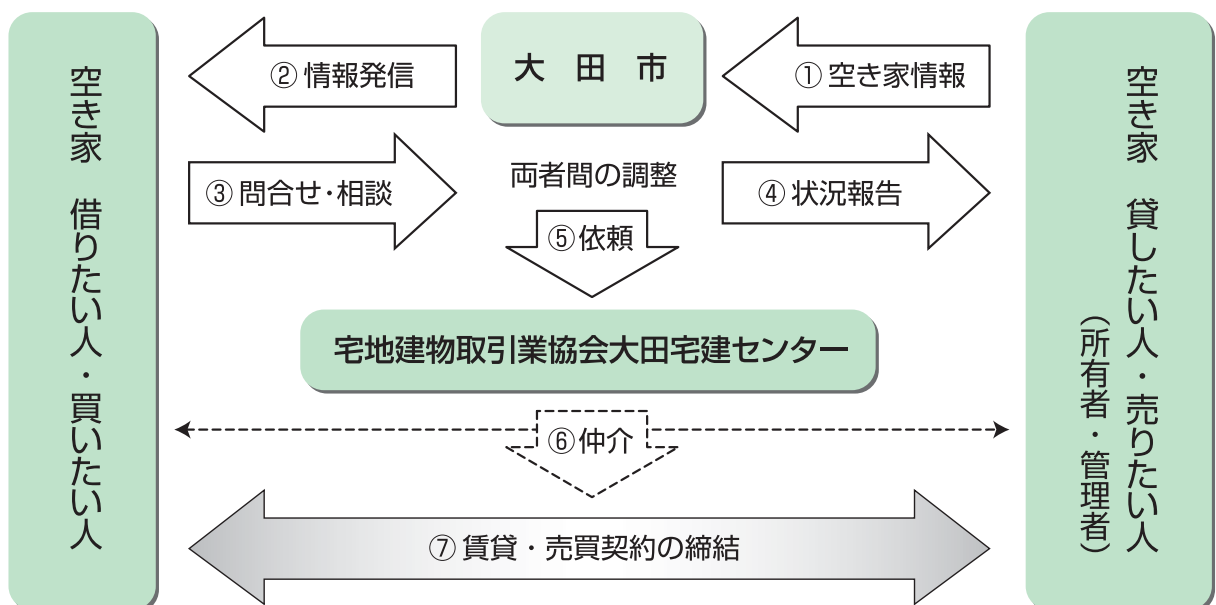
〈空き家バンク制度の流れ〉

- ① 空き家の所有者で、活用(売買又は賃貸)を希望される場合、「活用申込書」(登録申込書)を提出していただきます。(宅建センターで空き家の調査及び査定に入ります。)
- ② 空き家バンクへの登録が完了したら、定住サイトを通して情報発信を行います。
- ③ 空き家を買いたい、又は借りたい方の相談を受け付けます。この際、「利用申込書」を提出していただきます。
- ④ 利用希望のあった空き家所有者の方へは、その状況を報告します。
- ⑤ 大田市は、空き家のご案内をはじめ空き家所有者及び利用希望者間の連絡調整を行います。
- ⑥ 空き家所有者(または管理者等)と利用希望者間で行う売買、賃貸等に関する交渉、契約等に関しての仲介は、宅建センター(担当業者)が行います。

【注意事項】

※ 売買契約、賃貸借契約に関しては、大田宅建センターの仲介(有料)により物件所有者(または物件管理者)と利用希望者の双方でお願いします。

※ 契約成立後の物件に関するトラブルについては、物件所有者(または物件管理者等)と利用希望者の双方で解決をお願いします。



お問い合わせ先

おおだ定住支援センター[大田市役所 政策企画部 地域振興課 定住推進室内]
TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail: o-tiiki@iwamigin.jp

◆ 空き家活用促進事業

事前申請必要!!

U・Iターンで大田市に定住されるかた、または空き家の所有者が住宅の改修をする場合の改修費と残存家財の処分費の一部を助成します。

※ 工事の着工前に申請が必要です。

※ 空き家とは、「大田市空き家バンク制度」に登録のある建物です。

【対象事業内容】（次のすべてに該当するものが対象です。）

- ① 空き家の改修内容が住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、または設備の改善であること。
- ② 空き家の残存家財の処分は、その内容がU・Iターン者への空き家活用のために行う処分であること
- ③ 空き家の改修及び残存家財の処分を代行業者に委託する場合は、市内に事務所を有する法人または個人業者が行うものであること

【助成対象者】（次のいずれかに該当する人です。）

- ① 定住の意思を持って居住する空き家を取得し、または賃貸住宅へ入居をするU・Iターン者（既然大田市に転入している場合は、補助金の交付申請時に転入してから180日を経過していない者）
- ② 空き家の所有者、地域自主組織、自治会等、又はNPO法人（上記1に該当する者を入居させる場合に限る）

※ 過去にこの補助金の交付を受けていない空き家に限ります。

※ 過去に本人または世帯員がこの補助金の交付を受けている場合は対象となりません。

※ 改修後5年未満で住宅を売却や取り壊し、転居した場合は補助金を返還していただきます。

※ 空き家活用希望者（空き家所有者）が売買希望の場合は家財の処分のみ対象です。

【助成対象額】

● 対象経費の1/2以内（改修上限100万円・残存家財上限15万円）

※ ただし空き家の改修に要する経費で、その額が50万円以上であること。

残存家財の処分に要する経費で、その額が5万円以上であること。

※ 消費税等を除く。また他の補助制度による補助金等の額を除く。

お問い合わせ先

おおだ定住支援センター[大田市役所 政策企画部 地域振興課 定住推進室内]

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail: o-tiiki@iwamigin.jp





定住支援制度

大田市へ定住される方には、次の支援制度があります。

(1) 大田市の定住支援

支援

◆ 定住奨励事業

Ｕ・Ｉターンで大田市に定住される方が住宅を新築、中古住宅の購入、または賃貸による住宅に入居された場合に助成を行います。

【助成対象者】（次のすべてに該当するＵ・Ｉターン者です。）

- ① 定住の意思を持って転入日から起算して180日を経過する日までに自ら居住する新築又は中古の住宅（店舗併用住宅を含む。以下同じ）を取得し又は、転入日から起算して90日を経過する日までに賃貸住宅入居したＵ・Ｉターン者
 - ② 転入日が平成28年4月1日から平成31年3月31日までのＵ・Ｉターン者
 - ③ 申請日において、転入日から1年を経過していないこと
 - ④ 転入日が住宅の取得の日、または賃貸契約の締結日から1年を経過していないこと
 - ⑤ 住宅取得の場合は、取得した住宅の固定資産税の納税義務者
 - ⑥ 住宅新築の場合は、施工者が市内に住所または事業所を有すること
 - ⑦ 大田市税等を滞納していない人
 - ⑧ 過去に本人又は世帯構成員がこの補助金の交付を受けていないこと
- ※転勤による者、婚姻による者、児童生徒、学生、生活保護の受給者は除きます。
※転入後5年未満で市外へ転出した場合、補助金を返還していただきます。

【助成額】

区 分	基本金額	加 算 額
新築・中古住宅の取得による場合	新築費用もしくは中古住宅購入費用(土地代除く)の10% (上限20万円)	① 18歳以下の子ども1人につき2万5千円 ② 世帯主が45歳未満の世帯1世帯につき 新築・中古住宅の取得による場合は5万円、 賃貸住宅への入居による場合は家賃の 1ヵ月分と3万円を比較して低い額
賃貸住宅への入居による場合	家賃の3ヵ月分 (上限10万円)	

【定住の定義】

・ 定 住

永住または5年以上にわたって居住する意志を持って住民登録をし、生活の本拠が市内であること

・ Ｕターン者

大田市民であった人が市外に転出し4年以上経過後に定住を目的として再度市内に住民登録を行った人

・ Ｉターン者

市外出身者が定住を目的として市内に住民登録を行った人

※国、県の制度との併用は可能です。

◆新婚さん住まい応援事業

夫婦いずれも40歳未満の新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅に居住しようとする場合に住宅賃貸費用の一部を助成します。

【助成対象者】（次のすべてに該当する「新婚世帯」）

- ① 婚姻届を提出してから1年以内の夫婦で、婚姻届出日現在において、夫婦いずれもが40歳未満である夫婦
- ② 夫婦のいずれもが、大田市の住民基本台帳に同一の住所で登録されている夫婦
- ③ 1カ月の家賃（管理費・駐車場使用料等は除く）が3万円以上の市内の民間賃貸住宅に入居している夫婦
- ④ 夫婦のいずれもが、住居手当等の給与（民間企業から支給されるものを除く）の支給を受けていない夫婦
- ⑤ 夫婦のいずれもが、市税等を滞納していない夫婦
- ⑥ 夫婦のいずれもが、生活保護の受給者でない夫婦

※市営住宅、雇用促進住宅、県営住宅等の公的賃貸住宅の入居者は対象となりません。

【助成額】

- 月額 1万円（24カ月間）
- 加算：夫婦いずれかが平成28年4月1日以後に他市町村から転入（Uターン）した場合は
月額 5千円を加算（12カ月間）

※市外へ転出するなど要件を満たさなくなった場合は、翌月以降分は支給されません。

※交付決定後、住居の変更があった場合は事前にご相談ください。

【助成金の支給】

交付決定月から申請年度末までの補助金を実績報告後にまとめて支払います。

※3月末に実績報告と同時に2年目、3年目の交付申請を行っていただきます。

◆多世帯同居近居支援事業

定住人口の増加と子育ての負担軽減を図ることを目的に、多世代（親・子・孫）で同居または近居を始める世帯へ助成します。

【助成対象者】

平成28年4月1日以降に大田市内で親・子・孫の多世代で同居・近居を始め、3年以上継続する見込みの世帯

- ・ 孫は小学生以下
- ・ 子の世帯が出産予定または新婚（婚姻後1年以内）である場合も対象

○ 近居とは…直線で2キロメートル以内にある住宅

※大田市定住奨励事業、大田市空き家活用促進事業、新婚さん住まい応援事業の対象となったかたのいる世帯は対象とはなりません。

※同居または近居後、3年未満で同居または近居でなくなった場合、補助金を返還していただきます。

【助成額】

50,000円／世帯

子のいずれかが転入してから180日以内のUターン者の場合、25,000円を加算

◆田舎体験施設利用者促進事業

事前申請必要!!

移住希望者が、大田市内のしまね田舎ツーリズムの施設（※下欄参照）を利用した場合に、田舎体験施設の利用料金の1/2を助成します。

【助成対象者】

移住希望者が利用した田舎体験施設を運営する者

【助成額】

補助対象経費の2分の1以内

田舎体験施設利用者1人1日当たり3千円を限度とする。（同一年度7日以内）

○田舎体験施設を利用されたい場合

- ・施設のご利用前に大田市への申請が必要です。
- ・補助金は、大田市より田舎体験施設運営者へ直接支払いますので、利用者の方の利用料負担額が軽減されます。

※ご利用にあたって、まずご相談ください。

※移住希望者とは、定住の定義に該当される方です。

しまね田舎ツーリズム登録施設（平成28年7月1日現在の宿泊体験施設）

No	団体名	住所	連絡先
1	子ご美の里	山口町佐津目235-1	☎ 0854-86-0401
2	鞆の銀蔵	仁摩町馬路1830-6	☎ 0854-88-3015
3	静仙館	温泉津町温泉津口201-1	☎ 0855-65-2008
4	NPO 緑と水の連絡会議	大田町大田イ376-1	☎ 0854-83-7373
5	温泉津庵	温泉津町温泉津口175	☎ 0855-65-4894
6	米子屋	温泉津町温泉津口14-3	☎ 0855-65-2240
7	薨のギャラリー馬路	仁摩町馬路714-3	☎ 050-5208-2038
8	梨の木原	久利町久利1370-1	☎ 0854-82-6870
9	大江高山きずな館	大代町大家1706	☎ 0854-85-2204
10	法泉長屋	温泉津町温泉津口191	☎ 0855-65-2008
11	廻屋	温泉津町温泉津口67	☎ 0855-65-2636

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 地域振興課 定住推進室

TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 E-mail: o-tiiki@iwamigin.jp

◆しまね暮らしお試し体験施設（大田市にもお試し体験施設あり）

「市街地に滞在しながらU・ターンを考えたい」というニーズに応えて、財団等が県内市街地の空き家を「お試し暮らし施設」として短期間貸し出します。希望のライフスタイルに合わせて就業や住宅等の相談にも応じます。

お問い合わせ先

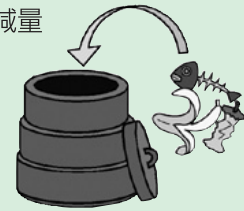
（公財）ふるさと島根定住財団

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

TEL:0852-28-0690 FAX:0852-28-0692

◆生ごみ堆肥化装置設置事業補助金制度

家庭から出る燃やせるごみの約5割程度が生ゴミといわれています。生ごみ堆肥化装置(コンポスト等)を利用して家庭から出るごみの減量化を実践しましょう。



(1) 申請期間 平成29年3月31日(金)まで

(2) 申請場所 市役所環境政策課又は各支所市民生活課

対象事業	補助率	限度額	対象者等
生ごみ堆肥化装置購入	購入費の1/2	1基 3,000円	市内に住居を有する者 世帯ごとに2基まで

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 環境政策課 電話：0854-83-8069
 温泉津支所 市民生活課 電話：0855-65-3112
 仁摩支所 市民生活課 電話：0854-88-2113

◆太陽光発電導入促進事業

事前申請必要!!

太陽の光から電気を作り出す太陽光発電は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないクリーンな代替エネルギーとして期待されています。大田市では、太陽光発電システムを設置される方に対して、その費用の一部を助成します。

※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

大田市内に自らが所有(所有者の承諾を受けた方も含む)し、居住する住宅(新築・既築共に可)または賃貸集合住宅(個人所有に限る)で、市内事業者との請負契約かつ施工により新たに太陽光発電システムを設置し、事業完了後から1ヶ月以内または、平成29年2月28日のいずれか早い日までに実績報告をすることが出来る方。

※ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【助成額】

1件につき出力1kW当たり1万円(ただし、4万円を上限)

※1,000円未満切り捨て

【対象となるシステム】

以下のすべての条件に該当するシステムが対象となります。

- ① 太陽電池の最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力が10kW未満であること
- ② 電力会社と電力受給契約を締結していること
- ③ 未使用(中古品でない)であること
- ④ 余った電力を電力会社に売電できるように連系していること

◆太陽熱利用システム導入促進事業

事前申請必要!!

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化防止に貢献するため、大田市では太陽熱利用システムを設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

大田市に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）に設置し、事業完了後から1カ月以内または平成29年3月20日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象となるシステム】

次の1～3のすべてに該当するシステム

1. 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は冷暖房等に利用する太陽熱利用システムであること（いわゆる「太陽熱温水器」は対象外）
2. 市内業者との請負契約かつ施工により設置
3. 未使用（中古品でない）であること

【助成額】

太陽熱利用システムの設置に直接関係する工事費から国の補助金その他の収入の額を控除した額の1/2（上限30万円） ※1,000円未満切り捨て

◆家庭用燃料電池導入促進事業

事前申請必要!!

分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化防止に貢献するため、大田市では家庭用燃料電池（エネファーム）を設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。 ※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

市内に自ら所有（所有者の承諾を受けた方も含む）し、居住する住宅（新築、既築共に可）に設置し、事業完了後から1カ月以内または平成29年2月28日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【助成額】

エネファームの設置に直接関係する工事費（消費税除く）から国の補助金その他の収入の額を控除した額の1/10（上限10万円） ※1,000円未満切り捨て

【対象機器】

次の1～3のすべてに該当するエネファーム

1. 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、または同等以上の性能、品質のもの
2. 市内業者との請負契約かつ施工により設置
3. 未使用（中古品でない）であること

◆木質燃料活用機器導入促進事業

事前申請必要!!

木質バイオマス燃料は、地球温暖化の原因の二酸化炭素を増加させないエネルギー源として普及が期待されています。地球温暖化防止に貢献するため、大田市では木質燃料活用機器を設置される方に対してその経費の一部を助成し普及促進を図ります。

※工事着工前に申請が必要です。

【助成対象者】

市内で自らが居住する住宅（新築、既築共に可）に設置、又は、市内の事務所等に設置する事業所で事業完了後から1カ月以内または平成29年3月20日のいずれか早い日までに実績報告ができる方。ただし、市税等の滞納がなく、同一年度内にこの補助金の交付を受けていない方に限ります。

【対象機器】

次の1～3のすべてに該当する木質燃料活用機器

1. ペレットストーブ、薪ストーブ、ペレットボイラー、薪ボイラー等（化石燃料を併用する機器も含む）
2. 購入経費が5万円以上の機器
3. 市内業者と契約し設置
4. 未使用（中古品でない）であること

【対象経費】

購入経費、設置及び配管に要する経費、煙突装置に係る経費

【助成額】

木質燃料のみを使う機器 対象経費の1/3（ただし、上限10万円）

木質燃料と化石燃料等併用する機器 対象経費の1/3（ただし、上限2万円）

※また、平成28年度は、次のとおり島根県の補助金を加算。

木質燃料のみを使う機器 市補助の1/3（ただし、上限3万3千円）

木質燃料と化石燃料等を併用する機器 市補助の1/3（ただし、上限6千円）

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 環境政策課

TEL:0854-83-8071 FAX:0854-82-6667 E-mail: o-kanky@iwamigin.jp

支援

風土にあった新築住宅！そして石州瓦の美しさと木のぬくもりを!!
（市内事業者・地元産材活用促進）

◆石州瓦等利用促進事業

事前申請必要!!

新築住宅の建築促進と地元事業者施工への誘導、石州瓦並びに島根県産木材の需要拡大、そして地元建築関連産業の活性化を図るため、地元事業者施工による新築住宅、また新增改築などでの石州瓦や島根県産木材の使用に対してその経費の一部を補助します。

【助成対象者】

大田市内に本店、または本拠のある事業者の施工により、大田市内において下記補助対象工事を実施される方。ただし、大田市税等を滞納していない方に限ります。

【補助対象工事・補助金額】

それぞれ該当するメニューを組み合わせて利用できます。

補助メニュー	補助対象工事	区 分	補助金額
①新築住宅助成	延床面積50㎡以上の新築住宅建築工事 (新築共同住宅は1戸あたり40㎡以上) 【新築住宅要件】玄関・台所・トイレ等を有し、 独立して居住できる新築の住宅用家屋 ※ 延床面積に応じて助成	50㎡以上80㎡未満	5万円
		80㎡以上120㎡未満	8万円
		120㎡以上160㎡未満	12万円
		160㎡以上	16万円
		共同住宅40㎡以上	4万円/戸
②石州瓦助成	石州瓦施工面積が50㎡以上の新增改築・屋根替え工事 ※ 石州瓦施工面積に応じて助成	50㎡以上75㎡未満	4万円
		75㎡以上100㎡未満	6万円
		100㎡以上125㎡未満	8万円
		125㎡以上150㎡未満	10万円
		150㎡以上175㎡未満	12万円
		175㎡以上200㎡未満	14万円
③県産木材助成	島根県産木材を10㎡以上使用する新增改築工事 ※ 県産木材使用量に応じて助成	200㎡以上	16万円
		10㎡以上20㎡未満	5万円
		20㎡以上30㎡未満	10万円
		30㎡以上	15万円

※予算の範囲内で助成します。

【申し込み(随時受付)】

必ず工事着工前に、「補助金交付申請書」に必要な添付書類を添えて申請してください。

添付書類：全メニュー共通…事業計画書、着工前写真、建築物付近の見取り図、

大田市税等の滞納のない証明書、その他必要と認める書類

- ①新築住宅助成…工事見積書(写)、建築物の平面図・立面図
- ②石州瓦助成…屋根伏図、瓦生産メーカー見積書(写)、石州瓦出荷証明書(要施工後)
- ③県産木材助成…建築物の平面図・立面図、木材使用量のわかる見積書(写)、
県産木材使用数量明細表、しまねの木認証書(要施工後)

※島根県の石州瓦・県産木材助成制度との併用も可能です。

お問い合わせ先 大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係
TEL:0854-83-8075 FAX:0854-82-9150 E-mail: o-brand@iwamigin.jp

(2) (一財) 島根県建築住宅センターの定住支援

しまねUIターン住宅相談員制度

(財) 島根県建築住宅センターでは、島根県から委託を受けて、UIターンを希望される方の住宅相談総合窓口を設置しています。

県内の建築・不動産関係団体の協力により、「しまねUIターン住宅相談員」が住まいづくり、住まい探しに関する相談に無料で応じます。

なお、住まいに関する設計や施工業務、不動産物件の売買・賃貸契約業務は、相談員の業務には含まれていませんのでご了承ください。

お問い合わせ先 (一財) 島根県建築住宅センター
〒690-0883 島根県松江市北田町35-3 (建築会館内)
TEL:0852-26-4577 FAX:0852-25-9581 E-mail: info@simajyu.jp
UIターン住宅情報 <http://ui-shimane.jp/>

仕事探し



定住を考えるうえで、最も重要なことの一つに「仕事探し」があります。

大田市では、医療福祉・衣服等の分野でオンリーワンを目指す事業所の存在や、珪砂、ゼオライト、ベントナイトなどの豊富な地下資源を生産する素材産業、良質な粘土を利用した瓦産業などの製造業が大きな特徴です。

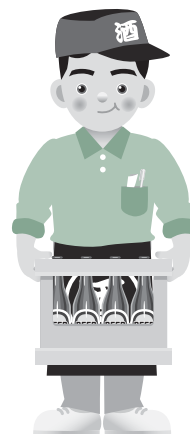
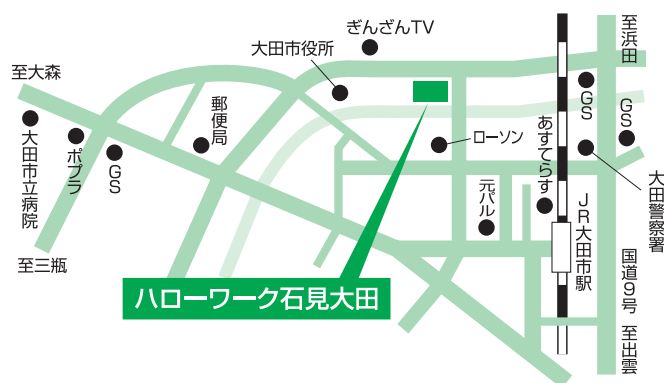
農業は平坦地から中山間地まで、地域の実情に合わせた取り組みが行われており、漁業は沿岸漁業を中心に県内で上位の生産額を占めています。

UIターンをお考えの皆様には、ハローワークをはじめ、関係機関と連携しながら就職活動を支援いたしますので、気軽にご相談ください。

大田市での仕事探し

ハローワーク石見大田

ハローワーク(公共職業安定所)は、仕事の相談・紹介を行う公的な機関です。
お気軽にご利用ください。

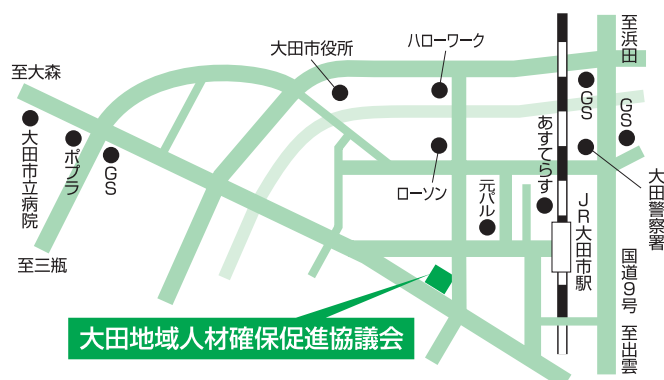


〒694-0064
島根県大田市大田町大田口1182-1
石見大田公共職業安定所

TEL : 0854-82-8609 FAX : 0854-82-1059

大田地域人材確保促進協議会

大田地域人材確保促進協議会では、人材の確保・育成のため、いろいろな取り組みを実施しています。詳しい内容については、大田商工会議所までお問い合わせください。



〒694-0064
島根県大田市大田町大田イ309-2
大田商工会議所内

TEL : 0854-82-0765 FAX : 0854-82-2993
E-mail : ohdacci@shimanet.jp

大田市無料職業紹介所

大田市内で就職を希望されるU・Iターン者等と市内事業者等の求職・求人のマッチングを図ります。
登録が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111

■ 産業企画課 産業支援係 TEL 0854-83-8075 FAX 0854-82-9150

E-mail : o-brand@iwamigin.jp



島根県内での仕事探し

job cafe
shimane

ジョブカフェしまね

ジョブカフェしまねでは、若年求職者(概ね45歳未満のかた)を支援するために、キャリア相談、就職応援ミニセミナー、適職診断や応募書類の作成、企業・求人情報の提供まで、多くのサービスが受けられます。

◆ 松江センター

〒690-0003 松江市朝日町 松江テルサ3階

URL : <http://www.gogo-jobcafe-shimane.jp/>

フリーダイヤル 0120-67-4510

OPEN : 月曜日～土曜日 9:30～18:00

◆ 浜田ランチ

〒697-0034 浜田市相生町 シティパルク浜田2階

(石見産業支援センター「いわみぷらっと内」)

フリーダイヤル 0120-45-4970

OPEN : 月曜日～金曜日 9:30～18:00

しまねUターン総合サイト「くらしまねっと」が大幅リニューアル!

「くらしまねっと」に島根県最大級の求人情報を掲載中!お仕事探しにぜひご活用ください。

※平成28年6月30日時点 **2975企業 4944求人** 掲載中!

(ホームページアドレス www.kurashimanet.jp)

お問い合わせ先

(公財)ふるさと島根定住財団

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

TEL:0852-28-0690 FAX:0852-28-0692

E-mail : shimane@teiju.or.jp URL : <http://www.teiju.or.jp>

就業支援

大田市で就業をお考えの皆様に、次の支援を行っています。

起業の支援については、大田市役所産業振興部産業企画課で行っています。また、産業体験にかか
る支援については、(公財)ふるさと島根定住財団で行っています。

(1) 起業支援

支援

◆ ふるさと大田創業支援事業

事前申請必要!!

市内で空き店舗・新規店舗等を利用して起業・創業又は事業承継をされる方
に対し、起業、創業又は事業承継に係る経費の一部を補助します。詳しくはお問い合
わせください。

【補助対象】 小売業、飲食業、サービス業の開店予定者で、空き店舗や新規店舗を活用
して実施される方、又は事業承継のため既存店舗を活用して実施される方

【補 助 額】 ① 開店又は事業承継に必要な改修費、建築費、建物取得費、備品購入
費の2分の1以内

② 開店に必要な広告宣伝費の3分の2以内

③ 空き店舗賃借料の3分の2以内(原則1年)

※補助限度額は、①、②、③を合わせて150万円を上限。③の家賃補
助は、月額8万3千円を上限

※申請には商工会議所、商工会の推薦が必要です。必ず事前にご相
談ください

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 産業企画課 産業支援係
TEL:0854-83-8075 FAX:0854-82-9150 E-mail: o-brand@iwamigin.jp

(2) 就職支援

支援

◆ 保育士さんいらっしやい奨励金

市外から大田市に転入し、新規に市内の認可保育所、地域型保育所または認可外
保育施設に就労する保育士に奨励金20万円を交付します。(1人1回)

※5年未満で転出、または保育士を辞めた場合は奨励金を返還していただきます。

※学生は住所異動を伴わなかった場合も対象とします。

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 子育て支援課
TEL:0854-83-8147 FAX:0854-82-9730 E-mail: o-kosodate@iwamigin.jp

(3) 産業体験支援

支援

◆UIターンしまね産業体験事業

島根県外の方が島根県内の受入先で一定期間、農林水産業や伝統工芸、介護職等の産業体験を行う場合に、滞在に要する経費の一部が助成されます。

【助成対象】 県外在住のUIターン希望者

【助成期間】 3カ月以上1年以内

【助 成 額】 12万円／月

※ 県内に居住する親もしくは祖父母と同居し、産業体験に通う者、または2親等以内の親族が受入先となり体験する場合は6万円／月を助成。

※ 中学生以下の子どもを同伴し、産業体験を行う方に対し、月3万円が加算されます。

◆無料職業紹介事業（交通費（片道分）助成）

企業体験（会社見学、面談など）で来県する際、交通費（片道分）の助成が受けられます。

【助成対象】 無料職業紹介事業の「UIターン求職登録」をしている方、UIターン求人登録をしている企業等

【助 成 額】 上限5万円 ※領収書等が必要です。

お問い合わせ先

（公財）ふるさと島根定住財団

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

TEL:0852-28-0690 FAX:0852-28-0692

E-mail : shimane@teiju.or.jp URL : <http://www.teiju.or.jp>

◆大田市産業体験者定着支援事業

産業体験を通じた定住を促進することを目的とし、（公財）ふるさと島根定住財団の実施するUIターンしまね産業体験事業による助成金の交付を受けた者のうち、引き続き大田市において同業種の産業体験を行う場合、大田市にて助成します。

【助成対象者】

- ① UIターンしまね産業体験事業による助成金の交付を受けた者のうち、引き続き大田市において同業種の産業体験を行う者
- ② 大田市に住所を有する者

【助成期間】

UIターンしまね産業体験事業助成金の助成対象期間が満了する月の翌月から、3か月以上2年以内

【助 成 額】

月額12万円（実家等に居住する場合は月額6万円）

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 地域振興課 定住推進室

大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885

E-mail: o-tiiki@iwamigin.jp

(3) 農業研修の実施

① 農林大学校での農業研修

平成28年度は以下の研修が実施されています。(募集は終了)
平成29年度については農林大学校へお問い合わせください。

研 修 名	内 容	開催日	定 員
島根農業担い手 育成研修	学科(実践的知識)と実技(栽培実習) 新たに就農しようとする方を対象とした農 業技術研修です。 野菜・花き・果樹・肉用牛・有機農業(野菜・ 水稲)のいずれかを選択できます。	研修期間 1年以内	5人程度
有機農業実践 研 修	講義と実習(有機農業の基礎知識・栽培技 術等について) 有機栽培の実践者、予定者を対象に実際の 栽培を通して有機農業を学ぶ研修です。	5月～10月 毎週水曜日 (全23回程度)	10人
野菜実践研修	講義と実習(野菜の基礎知識・栽培技術等 について) Uターン者等で、新規就農又は今後就農予 定の方等を対象に実際の栽培を通して野 菜について学ぶ研修です。	5月～9月 毎週木曜日 (全16回程度)	5人
しまねの農林業体験 教 員 研 修	講義と実習 県内の小中高校教員を対象に、農作業体験 等を通じて農林業に対する理解の促進や 農林業体験学習への取り組みを支援します。	8月(2日間)	30人

お問い合わせ先

島根県立農林大学校 〒699-2211 島根県大田市波根町970-1

TEL:0854-85-7011 FAX:0854-85-7113

E-mail:nodai@pref.shimane.lg.jp URL:http://www.pref.shimane.lg.jp/norindaigakko/

② おおだ農援塾 (※H28年度の募集は終了しています。H29年度の募集については下記の【募集期間】となる予定)

農業生産に関する基礎知識の習得及び生産現場での実習を行います。Uターンされた方、定年退職後に農業に取り組みたい方も歓迎します。

【対 象 者】 講座終了後、生産者組織に加入し大田市内で農産物の生産・販売を希望する方

【内 容】 産直野菜づくり講座、柿づくり講座、ハウス野菜栽培実践コース

【開 催 日】 4月～翌年3月の毎月1～2回

【募集期間】 開催日前の1月下旬～2月中旬頃

【受 講 料】 10,000円 ※ハウス野菜栽培コースは 20,000円

(必要に応じて実習費等の負担が別途必要です)

お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部 農業担い手支援センター

TEL:0854-83-8092 FAX:0854-82-9731

E-mail:o-ninaite@iwamigin.jp URL:http://www.city.ohda.lg.jp/tag/358.html

◆農業関係相談会の日程

○新・農業人フェア 全国の相談機関や農業法人等が出展する新規就農に関する大規模相談会

【東京会場】	日 程	場 所
	H28年7月16日(土)	東京国際フォーラム（千代田区丸の内3丁目5-1）
	H28年9月10日(土)	池袋サンシャインシティ（豊島区東池袋 3-1-1）
	H28年11月12日(土)	池袋サンシャインシティ（豊島区東池袋 3-1-1）
	H29年2月18日(土)	池袋サンシャインシティ（豊島区東池袋 3-1-1）

【大阪会場】	日 程	場 所
	H28年6月4日(土)	大阪マーチャンドイズ・マート（中央区大手前 1-7-31）
	H29年1月28日(土)	大阪マーチャンドイズ・マート（中央区大手前 1-7-31）

【広島会場】	日 程	場 所
	H28年11月26日(土)	広島産業会館（南区比治山本町12-18）

○しまね就業相談会（※要予約） 農林漁業への就業の個別相談会

【東京会場】	日 程	場 所
	H28年6月19日(日)	移住・交流情報ガーデン（中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1F）
	H28年7月24日(日)	東京交通会館（千代田区有楽町2-10-1）
	H28年10月(予定)	移住・交流情報ガーデン（中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1F）(予定)
	H28年11月23日(水・祝)	東京国際フォーラム（千代田区丸の内3丁目5-1）(予定)
	H29年2月(予定)	会場未定

【大阪会場】	日 程	場 所
	H28年6月19日(日)	梅田スカイビル（北区大淀中1-1-88）
	H28年7月9日(土)	シティプラザ大阪（中央区本町橋 2-31）
	H28年10月15日(土)	梅田スカイビル（北区大淀中1-1-88）
	H28年11月19日(土)	島根ビル（北区西天満 3-13-18）
	H29年1月(予定)	会場未定

【広島会場】	日 程	場 所
	H28年6月26日(日)	アステールプラザ（中区加古町4-17）
	H28年9月10日(土)	基町クレド（中区基町6-78）
	H29年3月4日(土)	アステールプラザ（中区加古町4-17）

お問い合わせ先

島根県青年農業者等育成センター（公財）しまね農業振興公社内
 （島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館3F）
 TEL:0852-20-2872 FAX:0852-31-9864 E-mail:center@agri-shimane.or.jp

大田市の暮らし



定住を考えるうえで、日々の暮らしがあります。

ここでは、大田市での暮らしに直結する「市税」、「医療」、「福祉」、「教育」、「生活環境」についてご紹介します。



市税

市税の種類、税率と納税義務者

① 個人市民税（県民税）

1月1日現在で大田市内に住所があり、前年に所得があった人、また、市内に事務所や家屋敷を所有している市外在住の人に課税されます。

税率などは、次のとおりです。

所得割	課税標準額の	市民税	県民税
		6%	4%
均等割		3,500円	2,000円

※平成26年度より市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円加算。（平成35年度まで）

② 固定資産税

1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。税率は1.6%です。

③ 都市計画税

都市計画事業などの費用に充てる目的で、1月1日現在で、条例で定める区域にある土地及び家屋を所有している人に課税されます。税率は0.2%です。

④ 軽自動車税 4月1日現在でバイクや軽自動車などを所有している人に課税されます。

○原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車 種		H28年度 税率(年税額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下のもの	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kW超0.8kW以下のもの	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kW超1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪車	2輪のもので、総排気量125cc超250cc以下	3,600円
雪上車		3,600円
小型特殊自動車	農耕用自動車	2,000円
	農耕用以外の車両	5,900円
二輪小型	2輪のもので、総排気量250cc超	6,000円

○三輪及び四輪以上の軽自動車

車 種 (660cc以下)		新車登録から平成27年3月31日までの経過年数		平成27年4月1日以降新車新規登録車両			
		13年未満	13年超え(重課税率)	標準税率 (新税率)	軽課税率		
					電気・天然ガス	H27基準+35% H32基準+20%	H27基準+15% H32基準
三輪		3,700円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	貨物						
	営業用	3,600円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	4,800円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用						
	営業用	6,600円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	8,600円	12,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円

お問い合わせ先

大田市役所 総務部 税務課

TEL: 0854-83-8022 (市民税係) 0854-83-8024 (資産税係)

FAX: 0854-82-8944 E-mail: o-zeimu@iwamigin.jp

◆新築住宅の課税免除制度

地方税法による新築住宅の固定資産税軽減措置に併せて、市独自の課税免除の上乗せを行い、住宅需要を喚起し、定住促進と地域活性化を図ることを目的に「新築住宅の課税免除」を行います。

120㎡分にかかる固定資産税を 新築後の3年度分
全て減額する制度です

適用期間

H26年1月2日から
H31年1月1日まで
の間に新築された
もの

国の法律で定められた制度

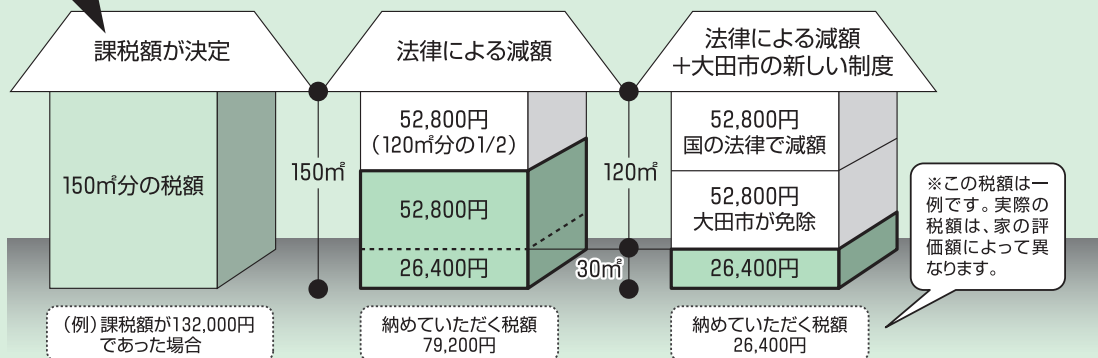
新築住宅の固定資産税が3年間又は
5年間又は7年間減額されることが、
現在、国の法律で定められています。
(居住部分のうち120㎡分の固定資
産税が1/2になる)

大田市独自の制度

国の制度で減額されな
かった残り1/2を大田
市で独自に免除します。

【期間は3年間】

例えば150㎡の住宅を建てると……



以下の要件を全て満たす必要があります

＜対象住宅とは＞

1. 平成26年1月2日から平成31年1月1日までの間に新築された住宅
2. 地方税法の「新築住宅に対する固定資産税の減額」の対象要件に該当する住宅
 - ・新築住宅であること。(賃貸住宅、賃貸マンションでないこと。)
 - ・専用住宅や併用住宅であること。(居住部分の割合が1/2以上占めること。)
 - ・居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
3. 大田市内に本店又は営業所等を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者が本体工事を施工した住宅であること

＜対象者とは＞

1. 物件の所有者であり、課税を免除する各年度の4月1日現在に大田市に住所を有しているもの(個人)
2. 市税等の滞納が無いもの(共有の場合は全員)

◆課税免除については、申請手続き等が必要となります。
詳しいことは、お気軽に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

大田市役所 総務部 税務課

TEL: 0854-83-8024 (資産税係) FAX: 0854-82-8944



(1) 乳児・子ども医療費助成制度

◆対象者区分と自己負担額限度

平成25年10月から中学校卒業までのお子さんの医療費（保険診療分）を無料化しています。

対 象 者	入 院	入院外	薬 局	所得制限
就学前の子ども	無 料	無 料	無 料	な し
小学校入学から中学校卒業までの子ども	無 料	無 料	無 料	
中学校卒業後、20歳未満の慢性呼吸器疾患等14疾患群にかかる入院	対象疾病に係る自己負担部分を全額助成			
小児慢性特定疾病医療支援（島根県実施）対象者	対象事業に係る自己負担部分を全額助成			

※ 文書料や入院されたときの食事代、室料等は別に自己負担となります。
また保険外併用療養費（保険の対象とならない費用）を自己負担する場合があります。

お問い合わせ先

大田市役所 環境生活部 市民課

TEL：0854-83-8154 FAX：0854-82-9730 E-mail：o-hoken@iwamigin.jp

(2) 公営の医療機関

大田市立病院

- ◆ 受付時間 8:30～11:00（診療科によって受付時間が異なります）
- ◆ 休 診 日 土・日・祝日及び年末年始（12／29～1／3）
ただし、急患はこの限りではありません。
- ◆ 病 床 数 285床（急性期病床 174床、回復期病床 83床、慢性期病床 24床、感染症病床 4床）
- ◆ 診療科目 内科、メンタルヘルス科、神経内科、呼吸器内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
- ◆ 連 絡 先 大田市立病院事務部、総務課 TEL：0854-82-0330 FAX：0854-84-7749

※ 特殊外来など予約が必要な場合があります。詳しくは、大田市立病院までお問い合わせください。

(3) 暮らし情報

■ おおだ健康ダイヤル24（電話による健康相談）

急な病気などの際に、医師や看護師などの専門スタッフが市民の相談にお答えします。

24時間年中無休 ・ 対象は大田市在住の方のみ ・ 通話料無料 ・ 相談料無料

☆ フリーダイヤル：0120-30-7190

■ 休日応急診療

医師会の協力により、休日診療を実施しています。

○ 実 施 日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

○ 診療時間：9時～13時（時間外は、市立病院へご連絡ください）

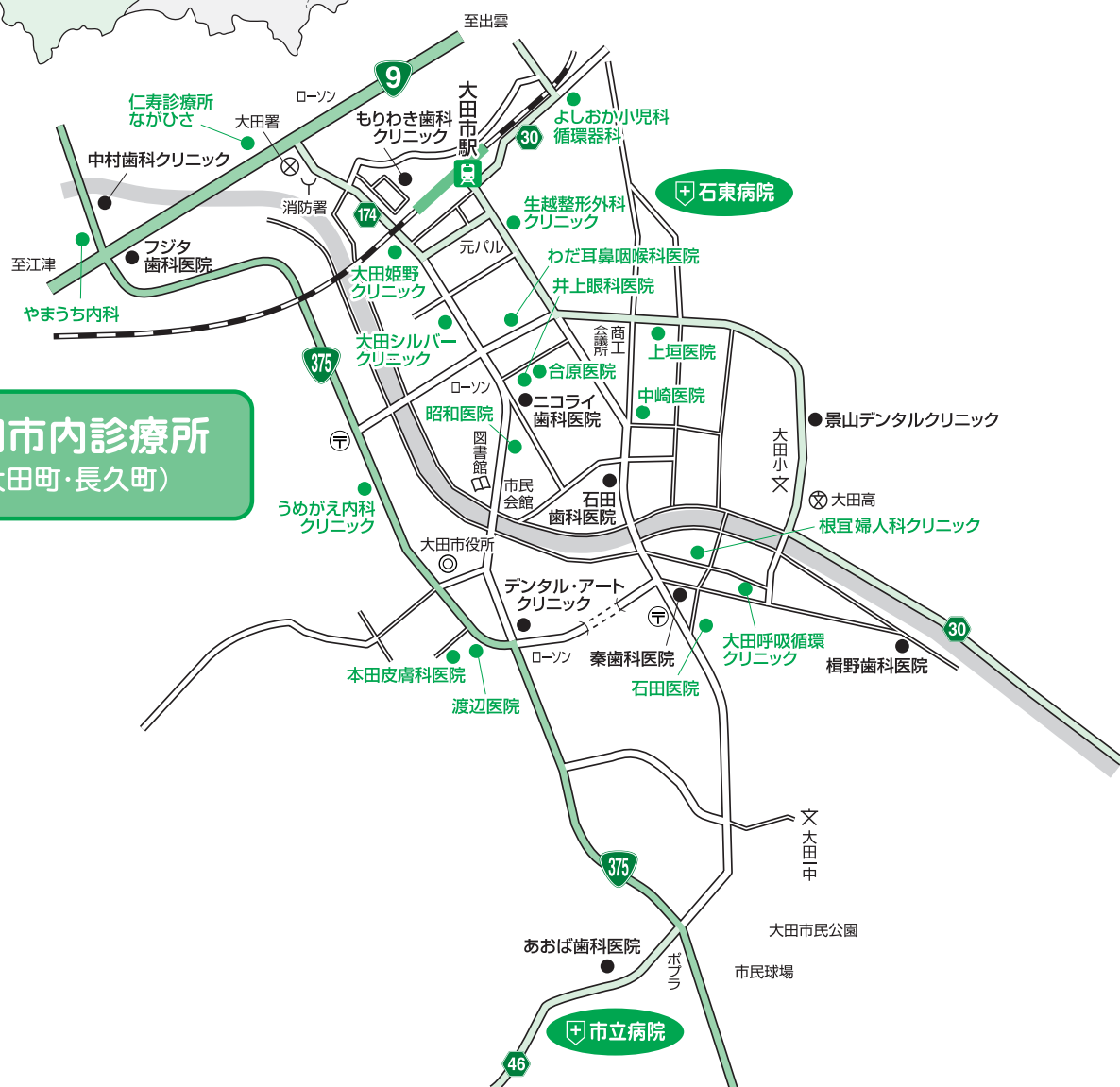
○ 開設場所：実施医療機関（当番医院等：大田市ホームページで確認できます）

※ 受診の前に必ず、当番医院へ電話連絡をしてください。

大田市内診療所 (大田町・長久町以外)



大田市内診療所 (大田町・長久町)



(1) 保育園(所)

① 保育園(所) サービス一覧

● 認可保育園(所)

保護者が就労や病気などにより、家庭で保育を受けることができない児童を保護者にかわって保育を行うことを目的とする施設です。

	施設名	経営	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢	延長保育	休日保育	病児保育／ 体調不良児対応型	一時保育	障がい児保育
1	池田保育園	公	82-2284	三瓶町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
2	大田保育園	公	82-0887	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	18:30～19:00	—	—	—	○
3	川合保育園	公	82-7433	川合町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
4	静間保育園	公	84-8542	静間町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
5	鳥井保育園	公	84-8233	鳥井町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
6	波根保育園	公	85-7135	波根町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
7	水上保育園	公	89-0339	水上町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
8	温泉津保育所	公	0855-65-2003	温泉津町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後5ヶ月	—	—	—	—	○
9	湯里分園	公	0855-65-2075	温泉津町	7:45～18:00	8:00～16:00	満1歳	—	—	—	—	—
10	あゆみ保育園	私	82-1791	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	○	○
11	いそたけ保育園	私	87-0689	五十猛町	7:30～18:30	8:30～16:30	生後3ヶ月	18:30～19:30	—	—	—	○
12	久手保育園	私	82-8823	久手町	7:30～18:30	8:30～16:30	生後5ヶ月	7:00～7:30 18:30～19:30	○	—	—	○
13	久利保育園	私	82-3988	久利町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	—	—	—	○
14	サンチャイルド 長久さわらび園	私	83-7171	長久町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後57日	7:15～7:30 18:30～19:30	—	○	—	○
15	志学保育園	私	83-3681	三瓶町	7:40～18:40	8:30～16:30	満1歳	—	—	—	—	○
16	相愛保育園	私	82-0187	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	○	—	○	○
17	たから保育園	私	83-7880	長久町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後57日	18:30～19:30	—	—	—	○
18	仁摩保育所	私	88-9100	仁摩町	7:30～18:30	8:30～16:30	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	○	○
19	みどり保育園	私	88-3324	仁摩町	7:30～18:30	8:00～16:00	生後57日	7:00～7:30 18:30～19:30	—	—	—	○

● 地域型保育事業所(市認可)

認可保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、原則0歳から2歳の児童(近隣に保育所がない、または、事業所内保育の従業員の子どもの場合は就学前までの児童を預かる事業で、3つのタイプに分かれています。

	施設名	電話番号	所在地	開所時間	保育短時間	受入年齢	区 分
1	ステップルーム	82-0509	大田町	7:30～18:30	8:00～16:00	3ヶ月～2歳	家庭的保育
2	ナーサリーおだ	82-8791	大田町	7:00～19:00	8:00～16:00	3ヶ月～2歳	
3	大森さくら保育園	89-0669	大森町	7:30～18:30	8:15～16:15	0～2歳	小規模保育
4	わんぱ～く保育園	82-5070	大田町	7:30～18:00	8:00～16:00	6ヶ月～2歳	事業所内保育

※家庭的保育(保育ママ)：家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。

※小規模保育：少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

※事業所内保育：企業のもつ保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

● 認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）

	施設名	電話番号	所在地	開所時間
1	こばと保育園	82-6884	長久町	7:30～18:30

● 幼稚園一覧

	施設名	電話番号	所在地	開所時間
1	大田幼稚園	82-7044	大田町	8:00～14:30
2	久手幼稚園	82-7044	久手町	8:00～14:30

※ 井田幼稚園・富山幼稚園は休園中

※ 幼稚園への入所は、教育委員会へお問い合わせください。

※ 延長保育、一時保育、病児保育は別に利用料がかかります。

※ 各園の詳細についてはホームページに掲載しています。 <http://www.i-kosodate.net>

※ 保育園（所）により、実施内容が異なる場合があります。詳しくは各保育園（所）、又は大田市役所子育て支援課へお問い合わせください。

② 保育料

平成28年度 保育所等利用者負担額（保育料）

（月額：円）

階層区分			3歳未満		3歳以上	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法世帯		0	0	0	0
2	世非市 帯課民 税税	市民税非課税世帯	5,800	5,800	4,000	4,000
		//（母子、父子、在宅障がい者世帯）	0	0	0	0
3	市民 税 課 税 世 帯	市民税均等割のみ課税世帯	11,000	10,800	9,000	8,800
4		所得割 48,600円未満	14,000	13,700	12,000	11,700
5		所得割 70,000円未満	18,000	17,600	15,000	14,700
6		所得割 84,000円未満	21,000	20,600	18,000	17,600
7		所得割 97,000円未満	24,000	23,500	21,000	20,600
8		所得割 121,000円未満	28,000	27,500	24,000	23,500
9		所得割 145,000円未満	31,000	30,400	25,000	24,500
10		所得割 169,000円未満	35,000	34,400	28,000	27,500
11		所得割 215,000円未満	40,000	39,300	31,000	30,400
12		所得割 260,000円未満	44,000	43,200	33,000	32,400
13		所得割 301,000円未満	49,000	48,100	34,000	33,400
14		所得割 333,000円未満	53,000	52,000	36,000	35,300
15		所得割 365,000円未満	56,000	55,000	39,000	38,300
16		所得割 397,000円未満	58,000	57,000	42,000	41,200
17		所得割 397,000円以上	60,000	59,200	45,000	44,200

※ 年齢は平成28年4月1日時点の年齢

※ 市民税は住宅借入金等特別控除を適用する前の金額

支援

- (1) 同時入所軽減 ～ 同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合の保育料
年齢が高い順から ○ 1人目 …… 基準額
○ 2人目 …… 基準額の1/2
○ 3人目以降 …… 無料
- (2) 第3子軽減 ～ 同一世帯の満18歳未満の児童で第3子以降の児童が入所している場合の保育料
○ 満3歳未満 …… 無料
○ 満3歳以上 …… 基準額の2/3 (100円未満切り捨て)
- (3) 3歳未満児の軽減 ～ 2～10階層の保育料を軽減
- (4) 多子世帯の軽減 ～ 所得割額57,700円未満の世帯は、第2子は半額、第3子以降は無料
- (5) ひとり親等世帯の支援 ～ 所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子は半額、第2子以降は無料

③ 保育サービス

大田市では、子育て世代のニーズに対応した保育サービスを提供しています。

1) 保育サービスの充実

延長保育、休日保育、障がい児保育、病児保育などを実施しています。サービスを実施している保育園(所)は、「保育園(所)サービス一覧(P27)」をご覧ください。

2) おじいちゃん、おばあちゃん保育ボランティア事業

保育の現場において、シニア世代に遊びなどを教えてもらいながら、世代間交流を促進しています。

(2) 子育て支援

① 子育て支援サービス

大田市では、保育サービスのほか、次の子育て支援サービスを実施しています。

1) ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターでは「子育てを手伝ってほしい人」と「子育てを支援できる人」に、会員になっていただき、子育てを手伝ってほしい人に支援できる人を紹介しています。対象は、乳幼児から小学校6年生までです。応援の内容はいろいろ(保育園などの送迎、登園・登校前後のお預かり、急な用事など)です。

NPO法人おおだ子どもセンターで実施しています。

2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が仕事などで家庭にいない昼間、主として小学校に就学している児童を、適切な生活の場を提供し、お預かりします。

- 大田わんぱく児童クラブ(大田町) ○ 大田ルーテル・ラブラー児童クラブ(大田町)
- あゆみ放課後児童クラブ(大田町) ○ 久手わくわく児童クラブ(久手町)
- 長久ゆうゆう学童クラブ(長久町) ○ 仁摩児童クラブひまわり(仁摩町)
- 温泉津児童クラブたんぼ(温泉津町) ○ 朝波にこにこ児童クラブ(波根町)
- 大田いきいき児童クラブ(大田町)

3) 一時預かり事業

保育園(所)では、育児疲れの解消や急病などに対応するため、児童の一時預かりを行っています。

4) 大田市地域子育て支援センター事業

育児不安に対する相談指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を、あゆみ保育園、温泉津保育所、仁摩保育所で行っています。

◆子育ての経済的支援

1) 児童手当 生まれた日の翌月から15歳になって最初の3月まで支給します。

●支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

2) 児童扶養手当

父母の離婚などにより、18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等に、児童の健全な成長を願って支給します。(外国人の方も支給の対象となります。)

3) こっころ(COCCOLO)

島根県内に住む子育て家庭に交付される「しまね子育て応援パスポート“COCCOLO(こっころ)”」を全国の協賛店に提示すると、子育て支援サービスが提供されます。

◆こんにちは赤ちゃん絵本事業

絵本をとおして赤ちゃんとお母さんが楽しい時間を分かち合うことを応援します。

【目的】

赤ちゃんに絵本を読んであげる事による「ことばがけ」の行為は、親子の絆とコミュニケーションを深める機会に繋がるといわれています。

乳幼児健診(4カ月健診)時に絵本を手渡し、絵本や読み聞かせアドバイスを、子育て支援センター職員が行います。

【対象者】

乳児健診(4カ月)該当児

【配布内容】

- ① 絵本1冊
- ② 赤ちゃんアドバイス集2冊
- ③ 図書館利用案内
- ④ 絵本入れ布袋
- ⑤ 子育てガイド(すこやか おおだっ子)

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 子育て支援課

TEL:0854-83-8147 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-kosodate@iwamigin.jp

② 安心して妊娠・出産のできる環境づくり

- 1) 妊娠・出産期を通して母と子の健康が確保されるよう健康相談、健康診査、健康教室、保健指導を実施しています。
- 2) 妊娠中の勤務に対して作業の軽減・休憩など、主治医などが必要であると認めた指導事項をきちんと的確に会社に伝える際に利用する「母子健康管理指導事項連絡カード」の周知を図っています。

◆一般不妊治療費等助成制度

子供を産み育てたい気持ちを応援するため、一般不妊治療費の助成をしています。

【対象者】

大田市内に住所を有する方（戸籍上の婚姻関係にあり、夫婦またはそのどちらかが大田市に住所を有する）

【助成の内容】

助成金額：1年間につき15万円を上限

助成期間：一般不妊治療を受けた月から起算して3年間（ただし、中断期間は含まず）

【対象治療】

保険適用の一般不妊治療及び検査・人工授精

【申請手続き】

助成希望の方は、市役所健康増進課健康増進係までお問い合わせください。

また、市のホームページからも申請方法をご確認できます。

※ 島根県では医療費が高額となる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）について費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成制度」を実施しています。詳しくは、県央保健所健康増進課までお問い合わせください。（市ホームページにもリンク先を貼っています。）

◆妊婦・乳児一般健康診査

大田市では、妊娠中の経済的負担の軽減や、お母さんとお腹の赤ちゃんの健康を守るために、妊婦健診の公費負担回数を14回にしています。

妊婦については14回、乳児については2回、公費で健診を受けられます。

妊婦一般健康診査の受診票は、母子健康手帳と一緒に交付しています。

安心、安全なお産のためにも、下記の妊娠週数を目安に妊婦健診を必ず受診しましょう。

○妊婦一般健康診査受診票（14回）… 産婦人科

- ・ 1～4回目：妊娠初期～妊娠23週まで（4週間に1回）
- ・ 5～10回目：妊娠24週～35週まで（2週間に1回）
- ・ 11～14回目：妊娠36週～出産まで（1週間に1回）

※ 妊婦健診にかかる全ての料金が無料になるわけではありません。

受診票の内容以外の検査を受けた場合や、薬の処方があった場合等は自己負担があります。

○乳児一般健康診査受診票（2回）… 小児科

- ・ 生後1か月
- ・ 生後9～11か月（1歳のお誕生月の末日まで利用できます）

◆妊婦歯科検診

妊婦を対象に、むし歯と歯周疾患予防のための歯科検診を無料で行っています。

【対象】妊婦

【実施方法】

妊婦一般健康診査受診票と一緒に妊婦歯科検診受診票を交付しています。

市内歯科医療機関で検診を受けることができます。

【費用】無 料

◆ こんにちは赤ちゃん訪問事業

地域で安心して育児をするためのお手伝いとして、出産後、訪問担当者がご自宅に訪問し、お母さんの心配なことを聞いたり、地域の子育て情報をお伝えします。

【対象】 生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭

【訪問時期】 生後2～4か月の間

※保護者の希望によっては、2か月までの訪問も可能です。

【訪問担当者】

大田市長より委嘱を受けた、地域での子育てを応援する皆さんです。

(助産師や保健師による家庭訪問も行っています。)

◆ 乳幼児相談

乳幼児期のお子さんの育児や母乳に関する相談を、保健師や助産師、栄養士が行います。また、お子さんの身体計測も行っています。

【対象】 乳幼児とその保護者

【内容】

身体計測、育児や食事(離乳食)、母乳に関する悩みの相談に、保健師、助産師、栄養士が対応します。

〈持参するもの〉母子健康手帳

〈場所〉仁摩保健センター

【実施回数】 毎月1回

お問い合わせ先

大田市役所 健康福祉部 健康増進課

TEL:0854-83-8152 FAX:0854-82-9730 E-mail:o-kenkou@iwamigin.jp



(1) 幼稚園

大田市内の公立幼稚園は、大田幼稚園、久手幼稚園の2園があります。通園区域の指定はありません。なお、富山幼稚園と井田幼稚園は休園中です。

幼稚園保育料の月額、2園とも8,000円です。所得の状況や、多子世帯に該当する場合8,000円以下の保育料が設定されることもあります。入園料は無料ですが、別途給食費、教材費が必要です。

幼稚園の入園については、大田市教育委員会総務課総務管理係、または各幼稚園に直接お問い合わせください。

(2) 小・中学校

大田市内には、小学校16校、中学校6校が設置されています。

それぞれ特色のある学校運営がなされ、地域とのふれあい教育が盛んに行われています。

児童生徒の転校手続きについては、大田市教育委員会総務課総務管理係までお問い合わせください。

(3) 公立高校

大田市内の公立高校は、県立大田高等学校および県立瀬摩高等学校があります。

転校の手続きは、現在在籍中の高校から希望する高校に、転入学の可否について直接お問い合わせください。

支援

◆遠距離通学費補助

自宅から学校まで一定の距離を超える場合に、通学費の補助を行っています。通学費補助の取り扱いについては、地域で異なります。

大田市内 (下記地域を除く)	小学校4km以上、中学校5km以上
温泉津町内	小学校4km以上、中学校4km以上
仁摩町内	中学校6km以上

※ いずれの場合もスクールバスを利用する児童生徒は対象外です。
詳しくは、大田市教育委員会総務課総務管理係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆大田市教育委員会 総務課 総務管理係

TEL:0854-83-8121 FAX:0854-82-5395 E-mail: o-kyosoumu@iwamigin.jp

◆島根県教育委員会

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5403 FAX:0852-22-5400 E-mail: kyousou@pref.shimane.lg.jp

◆島根県立大田高等学校

〒694-0064 島根県大田市大田町大田イ568番地

TEL:0854-82-0750 FAX:0854-82-1333 E-mail: ohda-01@shimanet.ed.jp

◆島根県立瀬摩高等学校

〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万907番地

TEL:0854-88-2220 FAX:0854-88-4417 E-mail: nima-01@shimanet.ed.jp

(1) 水道

① 水道の使用開始・使用中止（開栓・閉栓）

水道を新たに使用する場合や使用を中止する場合には、事前に届出が必要です。大田市役所上下水道部管理課の窓口、または、電話で受付しています。使用開始日、使用中止日の3営業日前までにお知らせください。なお、開栓・閉栓作業の都合上、時間指定はできません。

② 水道料金

水道料金については、大田市役所上下水道部管理課までお問い合わせください。

※大田市のホームページからもご確認いただけます。

③ 水道工事を行うとき

給水装置の新設、増設、改造、修繕、撤去工事を行う時は、市への申請が必要です。大田市の指定給水装置工事事業者へお申し込みください。指定給水装置工事事業者が分からない場合は、大田市役所上下水道部水道課へお問い合わせください。

なお、加入金及び手数料は、次のとおりです。

◆手数料【給水装置を新設、改造する場合】

設計審査手数料 3,000円 工事検査手数料 5,000円

◆加入金【給水装置を新設する場合】

口 径	13mm	20mm	25mm
金 額	43,200円	86,400円	162,000円

（消費税を含んだ金額）

お問い合わせ先

◆大田市役所 上下水道部 管理課

TEL:0854-83-8112 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-suikanri@iwamigin.jp

◆大田市役所 上下水道部 水道課

TEL:0854-83-8114 FAX:0854-82-6813 E-mail:o-koumu@iwamigin.jp

(2) 下水道

大田市では、生活排水等による河川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境や自然環境の保全を図るため、下水道事業に取り組んでいます。

下水道には、公共下水道や農業集落排水などの集合処理方式と、市設置型浄化槽による個別処理方式があります。

お住まいになられる区域によって、処理方式および整備年度は異なりますので、詳しくは、大田市役所上下水道部下水道課までお問い合わせください。

支援

◆ 浄化槽の設置費助成及び市による設置

事前申請必要!!

個人設置型浄化槽（設置費助成）

集合処理区域のうち、当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域の皆さんが、浄化槽を設置される際は、設置費用の一部を補助します。（下水道等の整備完了後には設置した浄化槽から下水道等へ遅滞なく接続することなどの要件があります。）

市設置型浄化槽（市による設置）

個別処理区域の皆さんは、分担金・使用料を納めて頂くことで、市が浄化槽を設置・維持管理する市設置型浄化槽により生活排水を処理できます。（排水設備工事及び放流管設置に係る工事費は、個人負担となります。）

処理対象人員	個人設置型浄化槽	市設置型浄化槽
	補助金額（平成27年度）	分担金納付額
5人槽	252,000円	250,000円
7人槽	285,000円	250,000円
10人槽	369,000円	250,000円
11～15人槽	—	350,000円

※ 個人設置型浄化槽は建物の用途が一般住宅でかつ10人槽以下としています。

※ 市設置型浄化槽の16人槽以上の分担金額は、お問い合わせください。

お問い合わせ先

◆ 大田市役所 上下水道部 下水道課

TEL:0854-83-8117 FAX:0854-82-2600 E-mail : o-gesui@iwamigin.jp

(3) ガス

ガスを使用する場合は、次の各店にお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆安達燃料店

〒699-2301 大田市仁摩町仁万431番地5 TEL:0854-88-2149 FAX:0854-88-3775

◆安藤ガス設備

〒694-0051 大田市久手町波根西2047番地 TEL:0854-82-8508 FAX:0854-82-8508

◆伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)大田営業所

〒694-0064 大田市大田町大田2756番地3 TEL:0854-82-0307 FAX:0854-82-9397

◆(有)小林商店

〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ10番地1 TEL:0855-65-2055 FAX:0855-65-2410

◆三和ガス(株)大田営業所

〒694-0064 大田市大田町大田イ437番地3 TEL:0854-82-0738 FAX:0854-82-0738

◆島根中央マルキ(株)

〒694-0041 大市長久町長久口253番地1 TEL:0854-82-0117 FAX:0854-82-9116

◆田中石油(有)

〒694-0052 大田市久手町刺鹿735番地1 TEL:0854-82-8019 FAX:0854-84-7471

◆(有)内藤米穀

〒694-0064 大田市大田町大田口661番地 TEL:0854-82-0335 FAX:0854-82-0381

◆松江石油(株)大田営業所

〒694-0064 大田市大田町大田イ690番地1 TEL:0854-82-0993 FAX:0854-82-0896

◆(有)マニワ設備

〒694-0051 大田市久手町波根西26番地4 TEL:0854-85-7309 FAX:0854-85-7332

山村留学センター「三瓶こだま学園」

子どもたち、三瓶山のふもとで
「本物の自然体験と学びの場」を
プレゼントするよ!!



大田市山村留学センター「三瓶こだま学園」は、大田市の西端、国立公園三瓶山の北麓の北三瓶地区に位置し、標高約520mの高原で眼前には三瓶山の雄大な姿、後ろには約40分で日本海へ到着できます。

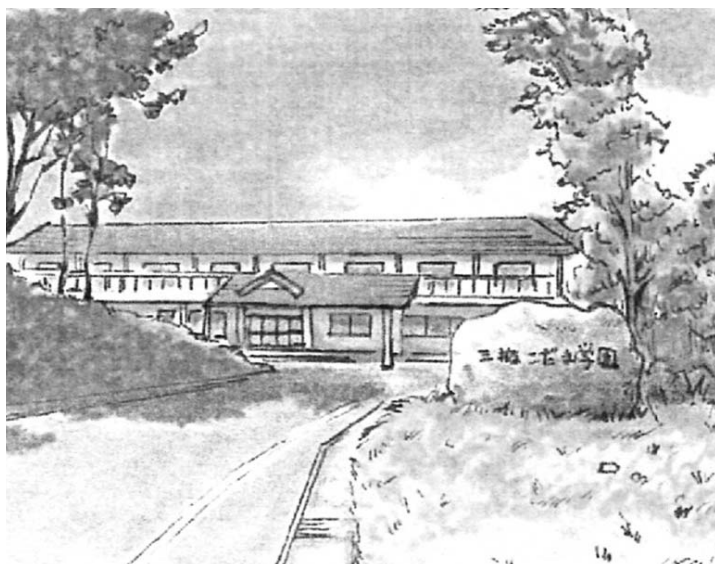
ここで小学生と中学生の子どもたちに、「本物の自然体験と勉強と地域交流」をプレゼントします。1年間の「長期留学」、夏休みなどを利用した「短期留学」を2本柱とし、農山村の暮らし体験を基本としつつ、日本海での海体験や世界遺産石見銀山の学習なども用意しています。

まずは、「短期留学」からお試しあれ。

【センターの管理運営】

大田市が設置主体です。管理運営は次の2組織が行います。

- 大田市教育委員会（管理部門） 施設の管理と事業計画の作成、地域・学校のパイプ役などをします
- 公益財団法人育てる会（運営部門） 全国で最も山村留学の実践経験値の高い組織で、同会から派遣されセンターに駐在する専任指導員が留学生の生活と活動の指導を行います



●長期留学～4月から翌年3月までの1年間

対象／新年度時に小学3～中学2年生となる市外の児童生徒（継続生は中学3年生まで可）で、次の基準を満たす者。

通学／大田市立北三瓶小学校・中学校
（センターから約1.8km）

生活／月の2/3をセンターで集団生活し、1/3を地域の農家に分かれて生活

月謝／必要です

●短期留学～週末や夏休み・冬休み・春休み期間中

内容／2泊3日から13日程度までの日程で自然体験活動を行います。その都度、メニューを作成し約2ヶ月前から募集申込を開始します

お問い合わせ先

大田市山村留学センター「三瓶こだま園」事務局

〒694-0002 大田市山口町山口1694 TEL:0854-86-0700 FAX:0854-86-0701
<http://www.city.ohda.lg.jp/tag/609/> E-mail: o-sanryu@iwamigin.jp

大田市への転入手続き



大田市へ転入される方は、転入の届出が必要です。手続きは、大田市役所環境生活部市民課、または、各支所市民生活課で行えます。



転入の窓口

◆ 大田市役所環境生活部市民課

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111番地 TEL: 0854-83-8067

◆ 大田市役所温泉津支所市民生活課

〒699-2598 島根県大田市温泉津町小浜イ486番地 TEL: 0855-65-3112

◆ 大田市役所仁摩支所市民生活課

〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3 TEL: 0854-88-2113



転入届(手続き)

転入届は、大田市に転入した日から14日以内に行ってください。

届出に必要なものは、次のとおりです。

- ① 転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの)
- ② 届出人の印鑑
- ③ 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・保険証・住民基本台帳カード・個人番号カード など)



その他(市役所で行う手続き)

手 続 内 容	担 当 窓 口	転入の際に必要なもの、手続き
印鑑登録	市民課	必要な方は、登録してください。 (登録をする印鑑、写真つき官公署発行の身分証明書が必要)
国民健康保険	市民課	社会保険等の保険に加入していない人は、加入手続きが必要です。
個人番号カード 通知カード	市民課	券面事項変更の手続きが必要です。
公的年金	市民課	受給者は原則住所変更届が必要です。但し、省略できる場合があります。
乳幼児医療 子ども医療 後期高齢者医療 福祉医療	市民課	健康保険証を持参し、交付手続きをしてください。 後期高齢者医療は「負担区分証明書」、福祉医療は「課税証明書」が必要です。
介護保険	介護保険課	新たに加入手続きをしてください。(要介護、要支援認定者は、 受給資格証明書)を提出し、認定の申請が必要)
児童手当 児童扶養手当	子育て支援課	必要な方は、担当課にお尋ねのうえ、手続きをしてください。
特別児童扶養手当 障がい児福祉手当 特別障がい者手当	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
自立支援医療受給者証 (精神通院医療、更生医療、育成医療)	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
障がい福祉サービス受給者証 障がい児通所受給者証	地域福祉課	必要な方は、手続きをしてください。
犬の登録	環境政策課	変更申請をしてください。(旧市町村の鑑札が必要)
小中学校に在学している児童・生徒	教育委員会	転校手続きをしてください。



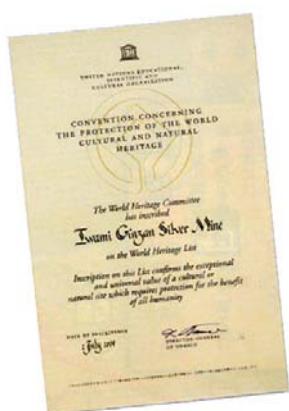
世界遺産と豊かな自然を抱くまち大田市

美しいブナ林にさまざまな動植物たちが生息する三瓶山、マリンブルーに染まる日本海の大海原。島根県のちょうど真中に位置する大田市は、海と山の両方を満喫できる自然豊かなまちです。

平成19年に世界遺産登録された石見銀山遺跡は、国内では14件目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産です。かつて銀産業で賑わった大森の町並みは、訪れる人々を今もやさしく迎えてくれます。大山隠岐国立公園に指定されている三瓶山では太古の巨木林(国天然記念物)が発見され、10.2メートルの高さが見る者を圧倒します。鳴砂で知られる日本海の砂浜「琴ヶ浜」、世界一大さい1年計砂時計が時を刻む「仁摩サンドミュージアム」も大田市のシンボルです。

そして、豊富な湧出量を誇る「三瓶温泉」、世界遺産登録エリア内に含まれる温泉街の「温泉津温泉」も見逃せません。山海の幸に舌鼓を打ちながら、心と体を癒せます。さらに、焼き物ファンにうれしいスポットは、西日本最大級の登り窯を持つ「やきもの里」。伝統に培われた味わい深い手作りの焼き物が静かに語りかけてくるようです。また、平成25年に社殿創建1500年を迎えた石見国一宮の「物部神社」も見所の一つです。

石見銀山遺跡とその文化的景観



世界遺産認定証

石見銀山遺跡は、環境に配慮し、自然と共生した鉱山運営を行っていたことが特に評価され、2007年7月に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として、国内では14番目、鉱山遺跡としてはアジアで初めての世界遺産に登録されました。



上空から見る石見銀山(北西から)

世界に知られた石見銀山

石見銀山は、1526年、博多の豪商神屋寿禎に発見されて以来、約400年にわたって採掘された日本を代表する鉱山遺跡です。大航海時代の16世紀、日本の銀鉱山としてヨーロッパ人に重要視された存在で、当時ヨーロッパで作られたアジアや日本の地図には、石見銀山付近を指して「銀山王国」「銀鉱山」と記されたものもあります。



ティセラ/日本図(1595年)
「Hivami」(石見)付近に「Argenti fodinae」(銀鉱山)の記載あり
(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)

また、石見銀山で生産された銀は高品質で、東アジア交易においても信用が高く、石見銀山の所在する佐摩村(さまむら)にちなんでソーマ銀と呼ばれ流通しました。16世紀半ばから17世紀前半の全盛期には、石見銀山で産出された銀をはじめとする日本銀が、世界の産銀量の約3分の1を占めたといわれています。

大森

おおもり

銀鉱山跡と鉱山町

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された大森は、江戸時代に形づくられた陣屋町。鉱山に隣接して発展した、幕府直轄地の中心となった町で、武家屋敷や商家が混在しているところが特徴です。歴史と文化の香りが漂う町並みには古民家を活かしたショップやカフェもあり、幾度訪れても心が和む人気のエリアとなっています。

間歩（まぶ）と呼ばれる坑道が点在する銀山地区では、一帯が鉱山であったことがうかがえます。戦国時代、仙ノ山を中心に形成された集落は鉱山開発とともに範囲を広げ、最盛期には20万人もの人が暮らしたとも言われています。今では家並みもまばらですが、寺社や谷筋に残る石垣に往時の賑わいを垣間見ることができます。

いわみざんせんせかいいさんせんたー

石見銀山世界遺産センター



大田市大森町イ1597-3 TEL0854-89-0183

世界遺産の価値を体感

世界に知られる鉱山遺跡の石見銀山の歴史や鉱山技術などを紹介しています。ヒノキの梁を使ったエントランスには鉱山遺跡全体が見られるジオラマが。そして石見銀山最大級の「大久保間歩」の一部を忠実に再現した展示室もあり、模型や映像などで遺跡を分かりやすく紹介しています。

いわみざんしりょうかん

石見銀山資料館



大田市大森町ハ51-1 TEL0854-89-0846

本物が語る資料館

史跡「代官所跡」に位置する資料館。建物は明治35年に建築された瀬摩郡役所を利用しています。江戸幕府の石見銀山支配を語る歴史資料、銀山の経営や技術を語る鉱山資料、銀山の地下資源を語る鉱物標本など、本物の資料が雄弁に語りかけます。

じゅうようぶんかざい くまがいけじゅうたく

重要文化財 熊谷家住宅



大田市大森町ハ63 TEL0854-89-9003

銀山で栄えた商家、熊谷家

熊谷家は、町並みで最大規模の商家です。金融業、酒造業などを営みながら町役人や代官所の御用商人を務め、19世紀には有力な商家として栄えました。住宅は1801年に建築され、季節ごとのしつらいのほか、毎月第2日曜に『かまどの日』を行うなど公開方法もユニークです。

りゅうげんじまぶ

龍源寺間歩



大田市大森町二183 TEL0854-89-0347

銀を採掘した坑道を一般公開

江戸時代中期、代官所直営の間歩（銀を採掘した坑道）として操業されてきました。平成元年から、坑道内部を歩きながら見学できるように整備されました。昭和63年の調査で、坑道付近の建物や鉱脈探査で掘られた跡などが発見されています。

石見銀山最大の坑道跡 大久保間歩一般公開ツアー

江戸から明治時代の最大級の坑道・大久保間歩は高さ5.5mに達するところもあり、徳川家康により任命された初代銀山奉行大久保長安が槍を持ったまま馬に乗って入ったという伝承から「大久保」という名が付けました。期間限定のガイドツアー形式で一般公開されています。

【実施期間】3月～11月の金土日祝・お盆期間（8/15）

【参 加 料】大人4,000円／小中学生3,000円

※予約制 ※小学生未満はご参加できません。

【所要時間】①9:30～ ②10:30～ ③12:15～ ④13:15～
（所要時間：約2時間30分）

※30分前には集合してください。

ご予約・お問い合わせは … 株式会社石見観光 大久保間歩予約センター TEL.0854-84-0750

温泉津



ゆのつおんせん

温泉津温泉

日本の温泉町で唯一『重要伝統的建造物群保存地区』指定されているレトロな町並み

旅の僧が湯に浸かって傷を治している狸を見つけたとか、縁結びの神様大国主命が病気のうさぎをお湯に入れて救ったことから始まったとも云われています。発見されてから約1300年の歴史を持ち、湯治場として評判の由緒ある温泉。現在もその薬効の高さから入浴者がたえることはありません。

温泉が沸く港町

石見銀山の外港として栄えた温泉津は、かつてはたくさんの廻船問屋が軒を並べた港町。温泉町としては唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、銀山支配の現地代官や著名な戦国大名、文人墨客なども逗留しました。全長800mほどの風情あふれる町並みにふたつの泉源があり、今も老舗の温泉宿が建ち並んでいます。

温泉町と隣り合わせる沖泊は、毛利氏が石見銀山を支配した16世紀後半、銀の積み出しと石見銀山への物資補給が行われた港。船を係留した「鼻ぐり岩」や、航海の安全を祈った神社などが残っています。全長12kmほどの温泉津沖泊道で石見銀山と結ばれており、石畳や土橋が残る街道には当時の道標や石仏などもあります。温泉津と沖泊はともに世界遺産に含まれています。

ゆのつやきものさと

温泉津やきものの里



日本最大級の巨大登り窯を有する匠の里

榑窯、森山窯、(有)榑窯の3つの窯元とやきもの館がある温泉津やきものの里。展示即売はもちろん宝永年間(1704~1708)から続く温泉津焼の歴史や魅力を知ることができます。山の急な斜面を利用して作られた日本最大級の登り窯10段と15段は、一度は見たい風景です。

大田市温泉津町温泉津イ22-2 TEL0855-65-4139



仁摩

にまさんどみゅーじあむ

仁摩サンドミュージアム



悠久の時を刻む
世界最大の砂時計

漫画「砂時計」の舞台になった、砂と時計の博物館「仁摩サンドミュージアム」は、ガラス張りのピラミッド型の外観が目印です。建物は全6基、館内は8つのゾーンに分かれ、高さ5mの世界最大の1年計砂時計が1tの砂を落とし静かに時を刻んでいる様子が見られます。

大田市仁摩町天河内975 TEL0854-88-3776

古い港と鳴砂の浜

靱ヶ浦は石見銀山開発初期の16世紀前半から中頃にかけて、銀・銀鉱石を積み出した港で、石見銀山から約7kmの靱ヶ浦道でつながっていました。当時は博多から多くの商船が来航し繁栄したとの記録があり、船を係留するために自然の岩盤をくり抜いた「鼻ぐり岩」などが中世港湾を彷彿とさせる世界遺産のエリアゾーンです。

靱ヶ浦の東には、日本の渚100選にも選ばれた琴ヶ浜が優美な弧を描きます。歩くとキュッキュッと音を奏でる「鳴砂」の浜で、日本の音風景100選にも選ばれました。ガラス張りのピラミッドが目をはひく仁摩サンドミュージアムは珍しい砂の博物館で、ドラマや映画で話題となった漫画「砂時計」の舞台としても人気のスポットです。

ことがはま

琴ヶ浜



全国でも珍しい「鳴砂」の浜

仁摩町の海岸に約1.6kmに渡って続く砂浜で、「日本の渚100選」に選ばれています。砂は丸みを帯びた石英が多く含まれており、踏んで歩くと「キュッキュッと」音がします。琴ヶ浜海岸は日本有数の鳴砂海岸として注目されています。

大田市仁摩町馬路

石州左官の技術が残る 『鰻絵(こてえ)』

「鰻絵」とは、左官職人が鰻(こて)を使って、漆喰(しっくい)で立体的な彫刻を施した装飾画のことです。石州左官の技術は、当時全国的に有名で、精巧で力強い作品が町並みのあちこちに残されています。色を混ぜた色漆喰によるカラフルな「こて絵」もあります。絵柄には、物語、身近な動物や空想上の獣などが取り上げられ、庶民の祈りや願いが込められています。仁摩エリア以外でも見ることができますので、旅の途中で探してみるのも一興です。

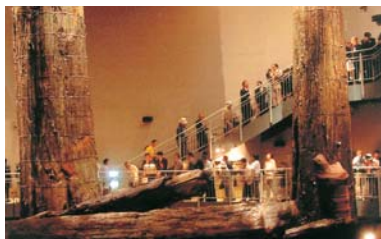


三瓶山



さんべあすきはらまいぼつりんこうえん

三瓶小豆原埋没林公園



大田市三瓶町多根口58-2 TEL0854-86-9500

地底にそびえる神秘の巨木群

地下への階段を降りるとそこは4000年前の森。三瓶山の火山噴火で埋没した森を地下ドームで展示公開しています。そびえる巨木の迫力は圧倒的。太古の森を実際に目の当たりにできる世界でも例を見ない施設で、国の天然記念物に指定されています。



さんべおんせん

三瓶温泉

三瓶温泉は鉄分が多く含まれたナトリウム塩化物泉。湯量が多く源泉掛け流しとなっています。三瓶温泉には小さな公衆浴場の鶴の湯と亀の湯があり、どちらも地元の人に愛用されているほか、温泉通も足しげく通う温泉の一つです。

おおだ

石見と出雲を結ぶ

古くから石見と出雲の文化の中継点として発展してきた町、大田。石見銀山を擁する大田市の中心市街地で、JR大田市駅から南に伸びる昔ながらの商店街は、400年近くの歴史を持つといわれる彼岸市や市民祭り「天領さん」の会場として賑わいます。また、近頃は地域住民による新しい町づくりにも積極的に取り組まれています。大田市街地の北東部、久手から波根にかけての一带は、日本海の美しい風景が続く町。旧来、釣りや海水浴など海辺の行楽地として親しまれ、波根の旅館や飲食店では新鮮な魚介を用いた郷土の味覚が楽しめます。また、夏には久手の港を舞台に盛大な花火大会が催され、たくさんの人で賑わう風物詩となっています。

物部神社 もののべじんじや



大田市川合町川合1545 TEL0854-82-0664

壮観な佇まいの石見国一宮

御祭神である「宇摩志麻遲命」は、この地を平和で豊かにするため鶴に乗り舞い降りたと言われています。また勝運を運んできた神にちなみ、太陽を背負う「日負鶴（ひおいづる）」の御神紋は日本唯一。境内には「富金石」と呼ばれる砂金を含んだ珍しい石でできた手水石もあります。古来より、文武両道、鎮魂、勝運の神として崇められています。

緑豊かな活火山

標高1,126mの男三瓶を主峰に、女三瓶、子三瓶、孫三瓶など6つの峰が家族のように寄り添い連なる三瓶山。観光リフトで壮大な山の眺望が容易に体感できる東の原、自然系博物館や森の中のキャンプ場などの施設が充実した北の原、そして三瓶の代表的な景観である広大な草原の西の原など、素晴らしい自然にあふれています。

火山噴火によって埋もれた太古の森が4000年の時を超えて姿を現した三瓶小豆原埋没林は、世界的にも貴重な神秘の森。南麓の志学は豊富な温泉が自然湧出する山あいの里で、茶色いにごり湯を掛け流しで堪能できる宿泊施設も人気です。また、三瓶在来種の蕎麦を自家製粉し、手打ちで饗する蕎麦の名店も点在しています。

さんべしぜんかん さひめる

三瓶自然館 サヒメル



大田市三瓶町多根1128-8 TEL0854-86-0500

自然を思いきり楽しもう！

国立公園三瓶山の自然に囲まれた博物館。化石や動物のはく製などの展示やプラネタリウム、バードウォッチングができる野外観察スペースなど、自然体験を楽しむきっかけが盛りだくさん。本格的な天文台もあり、土曜日の夜は天体観測会を開催しています。



掛戸松島 かけとまつしま



大田市久手町波根西

絶壁と奇岩からなる景勝地

鎌倉時代に、当時潟湖であった波根湖を排水するために、湖と海との境に横たわる丘陵地を、有馬二郎左衛門が7年かけて切り割ったものと言われています。幅は約50m高さは約30mの切り通しです。この切り通しの間から、眼前に日本海の荒波に洗われる奇岩「松島」が見られます。

最新情報は
WebでGet!!

大田市の観光情報は

<http://www.ginzan-wm.jp>

三瓶山広域エリアの情報は

<http://www.sanbesan.jp>



Ginzan
Walking
Museum

大田市観光

検索



三瓶山ツーリズム

検索

支援
◆ ふるさと回帰促進事業
事前申請必要!!

定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、大田市内で開催される同窓会の経費の一部を助成することで、大田市へのUターンを促進することを目的としています。詳細は定住推進室までお問い合わせください。

※ 同窓会開催予定日の14日前までに申請が必要です。

【助成対象】

市内の学校（保育園・幼稚園等含む）を卒業した者同士が、当時を振り返り近況を報告するために集まるもので、次のすべてに該当する同窓会です。

- ・ 大田市内で開催されるもの
- ・ 10人以上が出席し、市外に住んでいる人が半数以上であるもの
- ・ 出席者が20歳以上40歳以下であるもの

【助成額】

- ・ 同窓会を開催するために必要な経費の1/2
- ※ 『同窓会出席者で市内に住んでいる人数×千円+市外に住んでいる人数×3千円』と『5万円』を比較して低い額が上限となります。
- ※ 同一の同窓会に対する助成は、年度内1回のみです。

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 地域振興課 定住推進室
大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885
E-mail:o-tiiki@iwamigin.jp

移住・定住相談会に大田市も参加します！ぜひ足をお運びください！

※ 日程や場所の変更がある場合もあります。（平成28年大田市参加予定）

東 京

- しまねUターン相談会 in 東京
7月24日(日) (東京交通会館)
- ふるさと回帰フェア2016 東京会場
10月22日(土) (東京国際フォーラム)
- しまねUターンフェア in 東京
11月23日(水・祝) (東京国際フォーラム)

大 阪

- ふるさと回帰フェア2016大阪会場
8月6日(土) (大阪OMMビル)
- しまねUターンフェア in 大阪
10月15日(土) (梅田スカイビル)

広 島

- しまねUターンフェア in 広島
9月10日(土) (基町クレド)

お問い合わせ先

大田市役所 政策企画部 地域振興課 定住推進室
大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885
E-mail:o-tiiki@iwamigin.jp

大田市の地勢

また、世界遺産となった石見銀山遺跡、大山隠岐国立公園に属する三瓶山や多くの温泉があります。



大田市の人口

また、年齢別構成では、高齢化率が34.6%と、県や全国平均と比較すると、早いペースで高齢化が進んでいます。





大田市の歴史

出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、さらには、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山を中心に発展し、江戸時代には日本経済にも大きな影響を与えた地域として栄えてきました。昭和28年に制定された町村合併促進法の施行を機に、昭和29年に市制を施行して以来、4次にわたる合併を経てきた「大田市」と、昭和29年にそれぞれ町村合併し、町制を施行した「温泉津町」「仁摩町」が平成17年10月1日に合併し、新生「大田市」が誕生しました。



大田市の概況

- 世帯数／15,958世帯
- 総人口／36,421人
 - 男 性／17,246人
 - 女 性／19,175人
 (H28.4.1 住民基本台帳)
- 面 積／435.71km²
- 主な山／三 瓶 山→1,126m
大江高山→ 808m
- 主な川／静 間 川→ 20.2km
三 瓶 川→ 17.6km
- 位 置／東経 132° 30′
北緯 35° 11′
(市役所)

大田市の産業

《農林水産業》

農業は、水稻と畜産、果樹、施設園芸等による複合経営が主体ですが、畜産も盛んで、県内有数の畜産基地でもあります。漁業は、沿岸、沖合域を含め恵まれた漁業環境にあり、小型機底引網・中型巻き網・一本釣延縄・小型定置網等沿岸漁業を中心に営まれています。

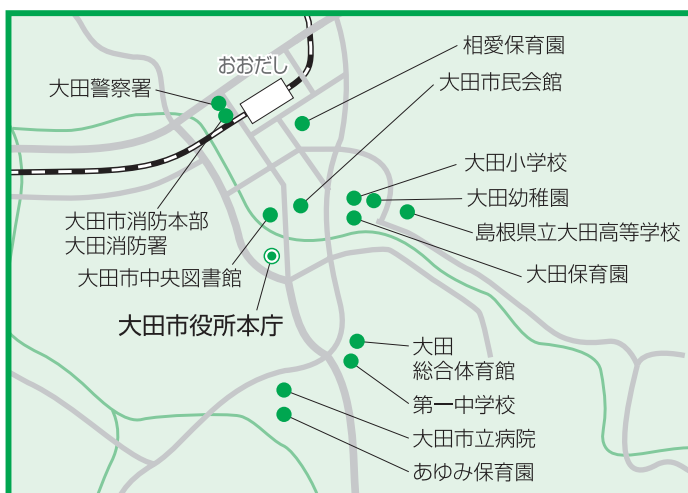
《鉱工業》

石州瓦や家具、住宅建築関連の業種があり、石州大工や石見左官等建築技術にも古くから定評があります。また、水産加工品を中心に小規模ながら地域の自然の素材を生かした産業集積や医療福祉・衣服等の分野でオンリーワンを目指す事業所が見られるほか、ゼオライト・ベントナイト・珪砂等、当市特有の地下資源が産出されています。

《観光》

世界遺産となった石見銀山遺跡や、国立公園三瓶山、温泉津温泉、仁摩サンドミュージアム、日本海等、特色ある観光資源を有しており、年間100万人以上の観光客の入り込みがあります。

大田拡大マップ



〔大田市へのアクセス〕

東京

飛行機：羽田空港 ⇒ (飛行機) ⇒ 出雲空港 (約1時間30分)
 出雲空港 ⇒ (自動車) ⇒ 大田市 (約1時間10分)
 JR：東京駅 ⇒ (新幹線) ⇒ 岡山駅 ⇒ (特急) ⇒ 出雲市駅 ⇒ (山陰本線) ⇒ 大田市駅
 (約7時間30分)
 高速バス：東京 ⇒ (バス) ⇒ 出雲市駅 (約11時間)
 出雲市駅 ⇒ (山陰本線) ⇒ 大田市駅 (約40分)

大阪

飛行機：伊丹空港 ⇒ (飛行機) ⇒ 出雲空港 (約1時間)
 出雲空港 ⇒ (自動車) ⇒ 大田市 (約1時間10分)
 JR：新大阪駅 ⇒ (新幹線) ⇒ 岡山駅 ⇒ (特急) ⇒ 出雲市駅 ⇒ (山陰本線) ⇒ 大田市駅
 (約5時間30分)
 高速バス：大阪 ⇒ (バス) ⇒ 出雲市駅 (約5時間30分)
 出雲市駅 ⇒ (山陰本線) ⇒ 大田市駅 (約40分)

広島

バス：広島 ⇒ (バス) ⇒ 大田市駅 (約3時間)
 自動車：広島 ⇒ (高速道路) ⇒ 大朝IC (浜田道) ⇒ (国道261号) ⇒ 大田市 (約2時間30分)

大田市定住サイト

どがどが

<http://www.teiju-ohda.jp/>

どがどがはおおだを想うひとの合言葉
 おおだで定住を考える方を応援します



「どがどが」とは、おおだへの定住を考えている人を支援する定住総合サイト。
 おおだの魅力、住まいや仕事、支援制度などなど定住をお考えの皆様に役立つ情
 報を発信しています。

「どがどが会員」に登録すると、ふるさと情報誌「どがなかな大田市です!!」(年
 3回発行)やメールマガジン(月1回)をお届けします。(登録無料)

定住支援ガイドブック 平成28年8月

発行 おおだ定住促進協議会 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111
 TEL:0854-83-8029 FAX:0854-82-5885 URL: <http://www.teiju-ohda.jp/>

編集 大田市役所政策企画部 地域振興課 定住推進室

どがどが

「おおた」じゃないよ「おお・だ」だよ
 おおだの暮らしは

